

第2節 消費者契約の条項の無効（第8条～第10条）

1 趣旨

（1）契約条項の無効（第8条～第10条）についての総説

現代社会の消費者契約においては、契約当事者の一方である事業者が、大量取引を迅速かつ画一的に処理しながら安定した契約を確保するために、一定の場合に、自己の責任を免除若しくは軽減して相手方である消費者の権利を制限し、又は相手方である消費者に一定の義務を課すなどにより、経済的利益の配分を図っている（なお、電気・ガスの供給、輸送サービスの提供、電話の通信契約等のように、大量に取引がなされ、画一的かつ迅速な処理が要求されるために附合契約と呼ばれる契約形態をとることが合理的であるものがある。これらの契約については、消費者保護の観点から国が契約内容の認可・届出等の手続を通じて監督しているものが多い。）。しかし、場合によっては、取引が多様化・複雑化する中で情報・交渉力の面で消費者と事業者との間に大きな格差が存在する状況において、事業者が適切なバランスを失し、自己に一方的に有利な結果を来す可能性も否定できない。このように、消費者にとって不当な契約条項により権利を制限される場合には、消費者の正当な利益を保護するため当該条項の効力の全部又は一部を否定することが適当である。

民法第91条は、当事者の意思によって任意規定と異なる特約をした場合には、任意規定よりもその特約が優先すると規定しているが、以上を踏まえ、本法第2章第2節の規定（第8条から第10条まで）は、民法第91条の特則として、民法、商法等の任意規定と異なる契約条項のうち一定の要件に当てはまるものの全部又は一部を無効としている。

（2）民法第1条第2項（信義則）、第90条（公序良俗）との関係

本法第2章第2節の規定は、消費者契約においては、契約全体を有効としつつ、第8条から第10条の規定に掲げる契約条項に該当するものを無効とするものである。一方、裁判実務上、民法の信義則、公序良俗を根拠として、契約全体を有効としつつ契約条項の効力を否定する例がみられるものの、本法第2章第2節の規定は民法の信義則、公序良俗とはその目的を異にするものである。

ア 民法の信義誠実の原則（第1条第2項）の目的

権利の行使又は義務の履行に当たっては、社会共同生活の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動することを要請する。

イ 民法の公序良俗（第90条）の目的

国家・社会の秩序や一般的利益、社会の一般的道徳観念に反する法律行為を無効

とする。

ウ 本法第2章第2節の規定の目的

情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害された場合に、このような不当条項の効力を否定することにより当該消費者の利益を回復する。

第8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
 - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき。）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者はその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときに、当該事業者が履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときに、当該他の事業者が、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことにより当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、又は履行の追完をする責任を負うこととされている場合
- 3 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用

する者の故意又は重大な過失によるものを除く。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であって、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とする。

I 第1項

1 趣旨等

(1) 趣旨

契約条項に基づく事業者による消費者の権利の制限の例としては、現実には、消費者が損害を受けた場合の損害賠償請求権を排除又は制限し、消費者に不当な負担を強いる場合がある。そこで、本条においては、消費者が損害を受けた場合に正当な額の損害賠償を請求できるように、事業者が消費者契約において、民法、商法等の任意規定に基づき負うこととなる損害賠償責任を特約によって免除又は制限している場合に、その特約の効力を否定することとした（注）。

なお、事業者の損害賠償責任を制限する消費者契約の条項について、本条に該当しないものであっても、第10条により無効となることがあり得る。

（注）民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の民法で瑕疵担保責任に関する規定が改正されたことを受けて、同改正法が施行された時点で、本項の規定も次のように改正された。

まず、改正前は、本項第5号は瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任の免除に係る規定であったところ、民法の改正により、瑕疵担保責任の概念がなくなり、引き渡された目的物に瑕疵があった場合の損害賠償請求は、債務不履行の規定に基づいて行われるものとされた（民法第564条参照）。そこで、本項第5号は削除することとした。

また、改正前は、本条第2項で「瑕疵」との用語が用いられていたが、「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」との用語に改められた（民法第562条第1項参照）。

さらに、本条第2項第1号について、民法では、引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合には、買主が代金の減額を請求することができるものとされている（請負契約においては、注文者は報酬の減額を請求することができる）ことを踏まえ（民法第563条参照）、消費者契約において事業者が代金又は報酬の減額をする責任を負うこととされている場合についても、損害賠償責任を免除する契約条項を無効とはしないこととされた。

(2) 平成28年改正

改正前の本項第3号及び第4号は、「当該事業者の不法行為により消費者に生じ

た損害を賠償する『民法の規定による』責任」の全部又は一部を免除する契約条項について、一定の要件を満たす場合には無効としていた。

しかし、代表者の行為についての法人の不法行為責任に関しては、消費者契約法の立法当時は、民法第44条第1項等において規定されていたものの、その後、民法が改正され、同条が削除されたため、他の法律（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等）において同条に相当する規定が設けられるなどした。また、事業者の損害賠償責任を免除することの不当性は、その責任が民法の規定に基づくかどうかという法形式で異なるものではない。これらの点を踏まえると、本項第3号及び第4号の規律の対象を「民法の規定による」不法行為責任に限定すべきではないと考えられたことから、「民法の規定による」という文言を削除することとされた。

（３）平成30年改正

改正前の本条は、消費者が損害を受けた場合に正当な額の賠償請求をすることができるようにするため、事業者が任意規定に基づいて負うこととなる損害賠償責任について、当該事業者が消費者契約において全部又は一部を免除する契約条項を定めている場合には、その契約条項の効力を否定する旨を規定していた。

一方、当該事業者に当該責任の有無又は限度を決定する権限を付与する契約条項（以下「損害賠償責任等の決定権限付与条項」という。）については、第10条の規定により無効となる可能性があるものの、改正前の本項の規定が無効とする契約条項には該当しないものと考えられた。しかし、損害賠償責任等の決定権限付与条項は、当該事業者に決定権限を付与するという契約条項の性質上、事業者が決定権限を適切に行使しないことにより消費者が正当な額の賠償を請求できないおそれを典型的に伴っているものである。このため本条の趣旨に照らすと、損害賠償責任等の決定権限付与条項は、事業者の損害賠償責任を免除する契約条項と実質的に同じ効果を有するものと評価することができる。

そこで、平成30年改正において、本条の規定により無効となる消費者契約の条項に損害賠償責任等の決定権限付与条項を加えることとされた（注）。

（注）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の本条第2項は、契約不適合責任を免除する契約条項については、消費者に法定の救済手段があることを条件に、本条第1項の規定により無効とはならない旨を規定していた。この点に関し、契約不適合責任について事業者に決定権限を付与する契約条項についても、消費者に法定の救済手段があるのであれば、本条第1項の規定により無効とはならないこととするのが適当であると考えられる。

そこで、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の本条第2項の規定において、本条第1項を適用しないこととなる契約条項に、「当該事業者はその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する」ものを追加することとされた。

2 条文の解釈

(1) 第1号

① 「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任」

消費者契約において、事業者の民法第415条等に規定する債務不履行により消費者に損害が生じたときには、同条の規定に従い、消費者は損害賠償請求権を取得する。同条の損害賠償請求権が発生する要件としては、通説では、債務不履行の事実があり、債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生していることであるとされている。帰責事由とは、債務者自身の故意・過失又は信義則上これと同視しうべき事由をいう。信義則上、債務者自身の故意・過失と同視しうべき事由として考えられているのは履行補助者の過失である。履行補助者とは、債務者の意思に基づいて債務の履行のために使用される者を指し、債務者自身に故意・過失がなくても履行補助者に故意・過失がある場合には債務者自身の債務不履行として損害賠償責任を負うものとされている。なお、金銭債務については、不可抗力による抗弁はできないとされているため、無過失の場合でも損害賠償責任を負うこととなる（民法第419条第3項）。

② 「全部を免除」

「全部を免除」とは、事業者が損害賠償責任を一切負わないとすることであり、このような内容を定めた特約をその限りにおいて無効とした。したがって、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定める契約条項は本号には該当しない。また、立証責任を消費者に転換する契約条項も本号には該当しない。

本号に該当する契約条項の例として、

「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」

「事業者に責に帰すべき事由があっても一切責任を負わない」

「事業者が故意又は重過失があっても一切責任を負わない」

といった、事業者の債務不履行による損害賠償責任を全て免除する旨の契約条項が考えられ、これらは本号に該当し無効となる。

③ 「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する」

「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する」とは、任意規定によれば事業者が損害賠償責任を負うにもかかわらず、当該事業者の決定により、当該事業者が当該責任の全部を負わないことを可能とすることである。

④ 効果

本号は、消費者契約においては、事業者が民法第415条等に規定する債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する又はその責任の有無を決定する権限を付与する旨の契約条項をその限りにおいて無効としたものである。契約条項が無効となっ

た結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者は民法等の原則どおり第 415 条、第 416 条等の規定に基づき損害賠償責任を負うこととなる。すなわち、事業者は債務不履行の事実があり、事業者たる債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生している場合には、事業者は、当該消費者に損害賠償責任を負う。

当然のことながら、本号によって、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても、事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。つまり、民法第 415 条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

● 債務不履行とは

(1) 債務不履行とは、債務者が債務の本旨に従った履行をしないことを指すが、これは一般に契約の趣旨、取引慣行等に照らして適当な履行をしないことであるとされている。その態様としては、一般に、①履行が可能であるのに、履行期を徒過した場合(履行遅滞)、②債務成立後に履行ができなくなった場合(履行不能)、③債務の履行として給付はなされたが、それが不完全な場合(不完全履行)の 3 類型があるとされている。民法第 415 条によると、損害賠償請求権が発生する要件としては、債務不履行の事実があり、債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生していることであるとされている。なお、商法第 560 条等の規定は、通説では債務不履行責任に関する規定と考えられている。

(2) 前述のように、債務不履行とは、債務者が債務の本旨に従った履行をしないことを指し、これは一般に契約の趣旨、取引慣行等に照らして適当な履行をしないことと考えられているが、当該契約により負うこととなる債務の範囲が技術的に履行可能な範囲に限定されることが文言上明らかであるような契約内容であれば、契約上も技術的に履行不可能な行為を為す債務は負わないこととなる。債務を負わない場合には債務不履行にはならず、債務不履行責任は生じない。また、役務の性質上、技術的に履行が不可能な場合には、そもそも債務を負っていないために、債務不履行責任が発生しないと考えられる場合もあり得、その場合には、技術的に履行が不可能な一定期間について責任を免責しても、それは「債務不履行責任を免除する」契約条項に該当しない場合もある。例えば、契約書に以下のような契約条項があれば、当該事業者の提供すべきサービス(債務)の内容は、技術的に不可能な事由による一時的中断があり得る性質のものであり、債務の内容は技術的に可能な範囲に限られるので、事業者は技術的に可能な範囲でサービスを提供すれば債務を履行していることとなると考えられる。

契約条項の例

「当社の提供するサービスにおいては、以下のような事由が生じた場合は、一

時的にサービスの提供を中断することがあります。

イ 技術的に不可能な事由による場合……」

民法の一般的な考え方からすると、債務者は、契約上負っていない債務を履行する義務はない。債務の範囲が技術的に履行可能な範囲に限定される趣旨が、契約の解釈において疑義が生じないように文言上明らかになっていれば、契約の解釈により、その契約においては技術的に履行不可能な行為を為す義務は負わないこととなる。これは本法においても同様である。

例えば、運送約款上、特急・急行列車において、2時間未満の遅延の場合、乗客は特急・急行料金の払戻しを請求することができない旨規定されている。このような場合、事業者の責に帰すべき理由がある場合も含めて、合理的な一定時間内は、民法第415条等の解釈により、債務があるものとはみなされず、したがって債務不履行を構成しないことから、本号が適用されるものではない。また、例えば、電気通信サービスにおいても、天候の影響や通信環境の問題等様々な理由により通信の瞬断等が往々にして生じ得ること、また、瞬断等が発生した場合に、その原因の特定が困難といった事情・特徴があること等電気通信サービスの特性に鑑みると、その約款により合理的な一定期間について責任を免責しても、同様に本号は適用されないものと考えられる。

● 民法第416条の規定（損害賠償の範囲）

民法においては、債務不履行についての損害賠償の範囲は第416条（判例では、不法行為にも類推適用される。）により規定された相当因果関係の法理によって定められている。その趣旨は一般に、現実に生じた損害のうち、当該債務不履行により通常生ずべき損害である「通常損害」を原則とし、特別の事情を予見すべきであった場合のみ、その特別の事情により生じた「特別損害」をも対象とすると解されている。

（2）第2号

① 「当該事業者、その代表者又はその使用する者」

事業者には、法人と個人が存在するが、「その代表者」とは、事業者が法人である場合の法人の代表者（例：株式会社の代表取締役）を指す。代表者のような法人の機関の行為に対する法人の責任は、法人の機関の職務行為に対する法人自身の責任である。

「その使用する者」とは、事業者の履行補助者を指す。履行補助者とは、債務者の意思に基づいて債務の履行のために使用される者を指し、あくまで、その者の過失が事業者自身の帰責事由となり、事業者自身が損害賠償責任を負うこととなる、

そのような者という趣旨である。例としては、企業の従業員や個人商店の従業員等がこれに当たる。

② 「故意又は重大な過失」

「故意」とは、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらあえてその行為をすることを意味する。

「過失」とは、一定の事実を認識できたにもかかわらず、その人の職業、社会的地位等からみて、一般に要求される程度の注意を欠いたため、それを認識しないことを意味する。「重大な過失」とはこの注意を著しく欠いている場合である。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に有害な結果を予見することができるのに、漫然看過したというような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう（大判大正2年12月20日民録19輯1036頁参照）。

③ 「一部を免除」

「一部を免除」とは、事業者が損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負うことであり、このような内容を定めた特約を無効とした。

無効となる契約条項の例としては、

「事業者の損害賠償責任は〇〇円を限度とする」

といった契約条項がある。このような契約条項は、事業者の損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負わせるものであるため、債務不履行が当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失（以下、本条の解説において事業者の故意又は重過失について述べる場合には、事業者、その代表者及びその使用する者の故意又は重過失を指す。）によるものである場合は、無効となる。

なお、事業者の故意又は重過失による損害賠償責任を制限する契約条項であっても、全部を免除する契約条項は、本号には該当せず、第1号に該当するものとして無効となる。

④ 「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する」

「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する」とは、損害賠償責任が事業者の故意又は重過失によるものであるため、当該責任の一部を免除することは許容されない（したがって、事業者は任意規定による損害賠償責任の全部を負うことになる）にもかかわらず、当該事業者の決定により、一定の限度においてのみ責任を負うことを可能とすることである。

⑤ 効果

本号は、消費者契約において、事業者が債務不履行による損害賠償責任を負う場合で、事業者が故意又は重過失があっても、損害賠償責任を制限する又は当該事業者がその責任の限度を決定する権限を付与する旨の契約条項をその限りにおいて無効とするものである。これは、単なる軽過失による債務不履行の場合と比較し、事業者が故意又は重大な過失がある場合には、その帰責性は重いものであり、そのような場合には、民法の原則どおりの責任を負わせるのが妥当であるためである。契

約条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については、何の特約もなかったこととなり、事業者は損害賠償責任を制限することはできないこととなる。

(3) 第3号

① 「事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任」

「事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任」とは、民法第709条（不法行為による損害賠償）、第715条（使用者等の責任）、第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）及び第718条（動物の占有者等の責任）のほか、代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害に関する法人の損害賠償責任の規定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条等）、商法第690条（船舶所有者の船長等に関する賠償責任）、製造物責任法第3条（製造物責任）等が考えられる。

② 「全部を免除」

「全部を免除」とは、事業者が不法行為による損害賠償責任を一切負わないとすることであり、このような内容を定めた特約をその限りにおいて無効とした。したがって、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定める契約条項は本号には該当しない。また、立証責任を消費者に転換する契約条項も本号には該当しない。無効となる契約条項の例については（1）②を参照。

なお、土地の工作物等の占有者の責任を全部免除し、所有者が責任を負う旨の契約条項については、占有者が事業者である場合には、当該条項は本号に該当し無効となる。無効となった結果、占有者である事業者は民法第717条に規定する要件に従い責任を負う。一方、所有者が事業者である場合に、事業者の責任を全部免除する契約条項については、本号に該当し無効となる。

③ 「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する」

（1）③の解説を参照のこと。

④ 効果

本号は、消費者契約においては、事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償するそれぞれの規定による責任の全部を免除する又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する旨の契約条項をその限りにおいて無効としたものである。契約条項が無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者はそれぞれの不法行為の規定に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

特約が無効になった結果、事業者はあくまで、それぞれの不法行為の規定に定めるところの損害賠償責任を負うのであり、それ以上の責任を負うわけではない。例えば、民法第709条の責任についていえば、事業者に故意又は過失があり、故意又は過失と因果関係のある損害が発生している場合には、事業者は、当該消費者に損

害賠償責任を負う。その立証責任は、消費者にある。当然のことながら、本号によって、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。つまり、民法第 709 条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

したがって、民法第 715 条の使用者の責任については、同条第 1 項ただし書について立証できれば、損害賠償を免れることができる。同様に民法第 717 条の土地の工作物等の占有者についても同条第 1 項ただし書について立証できれば、損害賠償を免れることができ、民法第 718 条の動物占有者についても同条第 1 項ただし書について立証できれば、損害賠償を免れることができる。

● 「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為」による損害賠償責任

一般に、不法行為による損害賠償責任は、当事者（加害者・被害者）が契約関係にあるか否かとは関係なく生じるものである。契約関係にない者との間であらかじめ損害賠償責任を免除する約定をすることはできないので、そうした定めを事業者が一方的にした場合は本号とは関係ない（本号にかかわらず無効）。

他方で、契約当事者間において、債務の履行に際してなされた不法行為による損害賠償責任が生じることはあり得、あらかじめ約定によってその責任を免除又は制限することは可能である。したがって、このような場合における不法行為責任に関しても本号のような規定を置き、不法行為による損害賠償責任を免責する契約条項を制限する必要がある。そこで、本号の射程が消費者契約の事業者の債務の履行に際してなされた不法行為に限定される旨を明確にしている。

（４）第 4 号

① 「当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による」

本号においては、「故意又は重大な過失」という損害を発生させた加害行為の行為者の主観的態様の程度を要件としている。したがって、第 3 号に掲げたもののうち、人の加害行為によらない不法行為の類型については本号の適用はない。

民法第 717 条の土地の工作物等の占有者・所有者の責任及び民法第 718 条の動物占有者の責任は、加害行為に基づく責任ではなく、物による加害についての責任である。なかでも土地の工作物等の所有者の責任は無過失責任とされ、また、土地の工作物等の占有者と動物占有者の責任は、損害を発生させた加害についての直接の故意又は過失を要件とするのではなく、他の面についての注意義務違反を要件とし、この証明責任を転換しているとみることができるため中間責任であると解されている。そのため、これらの不法行為類型については本号の適用はない。

また、製造物責任法第 3 条は、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体

又は財産を侵害した場合の損害賠償責任を定めたものであり、人の加害行為によらない不法行為の類型であるため、本号の適用はないと考えられる。

「当該事業者」の「故意又は重大な過失による」とは、事業者が民法第 709 条の規定に基づき責任を負う場合であって、加害行為者である事業者自身に故意又は重過失がある、ということである。

「その使用する者」の「故意又は重大な過失による」とは、事業者が民法第 715 条第 1 項の規定に基づき使用者責任を負う場合であって、加害行為者である被用者に故意又は重過失があるということである。本号の「その使用する者」とは、同項の「被用者」を指す。

「故意又は重大な過失」については、(2) ②を参照。

② 「事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任」

(3) ①の解説を参照のこと。

③ 「一部を免除」

「一部を免除」とは、事業者が損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負うことであり、このような内容を定めた特約を無効とした。無効となる契約条項の例は(2) ③を参照。

④ 「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する」

(2) ④の解説を参照のこと。

⑤ 効果

本号は、消費者契約において、事業者が不法行為による損害賠償責任を負う場合で、加害行為の行為者に故意又は重過失があっても、損害賠償責任を制限する又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する旨の契約条項を無効としたものである。これは、単なる軽過失による加害の場合と比較し、加害行為者に故意又は重過失がある場合には、その帰責性は重いものであるため、そのような場合に限り、それぞれの不法行為の規定の原則どおりの責任を負わせるのが妥当であるためである。契約条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については、何の特約もなかったこととなり、事業者は損害賠償責任を制限することはできず、当該不法行為と因果関係のある損害につき賠償する責任を負うこととなる。

3 本項により無効となる可能性がある契約条項の例

〔事例 8－1〕

いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない。

〔事例 8－2〕

事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない。

〔事例 8－3〕

事業者が故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わない。

〔考え方〕

事例 8－1 から 8－3 は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除」する契約条項であるため、本項第 1 号や第 3 号に該当し無効となる。

契約条項が無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者は民法等の原則どおり損害賠償責任を負うこととなる。当然のことながら、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。民法第 415 条、第 709 条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

〔事例 8－4〕

事業者は、天災等事業者の責に帰すべき事由によらない損害については賠償責任を負わない。

〔考え方〕

事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、事業者はそもそも債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはない。この事例は、本来負うことがない責任を負わないということを確認的に定めたものと考えられるが、このような契約条項は無効とはならない（ただし、事業者が金銭債務を負っている場合には不可抗力による抗弁はできない。）。

〔事例 8－5〕

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は〇〇円を限度とする。

〔事例 8－6〕

事業者は通常損害については責任を負うが、特別損害については責任を負わない。

〔考え方〕

これらの契約条項は、損害賠償責任が事業者の故意又は重過失によるものであっても、損害賠償責任の限度を制限（事例 8－5）したり、上限を通常損害の額とすることで（事例 8－6）、「責任の一部を免除」する契約条項に該当し、本項第 2 号及び第 4 号に該当し無効となる。

また、損害賠償責任の一部を免除する契約条項としては、損害賠償責任の 90% を免除するような契約条項も考えられるが、これも全部を免除する契約条項ではないため、本項第 1 号や第 3 号には該当しない。しかし、事業者が損害賠償責任の 90% を免除する旨の契約条項は、民法第 416 条の適用による場合よりも消費者の権利を制限することによって、民法の信義則に反する程度に消費者の利益を一

方的に害すると考えられるものについては、第 10 条に該当し無効となり得る。

なお、契約条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については最初から何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第 416 条の規定に従い責任を負うこととなる。

〔事例 8－7〕

事業者が故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は〇〇円を限度とする。

〔考え方〕

この契約条項は、「一部を免除」する契約条項であるが、事業者が故意又は重大な過失がある場合を除外しているため、本項第 2 号や第 4 号には該当せず、無効とはならない。また、事業者が故意又は重大な過失がある場合を除いており、当該事業者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていることから、本条第 3 項にも該当せず、無効とはならない。

〔事例 8－8〕

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品について、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは〇〇円を限度としてその損害を賠償します。(ホテル宿泊契約の例)

〔考え方〕

この契約条項は、事業者の賠償の限度を定めているが、商法第 597 条では、「貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によって生じた損害を賠償する責任を負わない。」とされており、事業者の損害賠償責任を制限しているとはいえないため、本項第 2 号や第 4 号には該当せず、無効とはならない。

〔事例 8－9〕

事業者は、人的損害については責任を負うが、物的な損害については一切損害賠償責任を負わない。

〔考え方〕

人的損害については責任を負うが、物的損害については責任を負わないとする契約条項は、物的損害のみが生じた場合には、一切損害賠償しないこととなるため、「全部を免除」する契約条項に当たる。したがって、本項第 1 号や第 3 号に該当し無効となる。

〔事例 8－10〕

消費者が事業者に故意又は過失があることを証明した場合には損害賠償責任を負う。

〔考え方〕

証明責任を転換する契約条項は、本項には該当しない。ただし、証明責任を法定の場合よりも消費者に不利に定める契約条項（例えば民法 415 条の債務不履行責任に関し、事業者の責に帰することができる事由を消費者に証明させる契約条項）は、第 10 条に該当し無効となり得る。

〔事例 8－11〕

会社は一切損害賠償の責を負いません。ただし、会社の調査により会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。

〔考え方〕

当該契約条項は、事業者に対し、損害賠償責任の発生要件である過失の有無に係る決定権限を付与する契約条項であり、「当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項」に該当し、本項第 1 号及び第 3 号に該当し無効となる。

〔事例 8－12〕

当社が損害賠償責任を負う場合、その額の上限は 10 万円とします。ただし、当社に故意又は重過失があると当社が認めたときは、全額を賠償します。

〔考え方〕

当該契約条項は、損害賠償責任が事業者の故意又は重過失によるものであっても、当該事業者が故意又は重過失によるものではないという決定をすることで、上限 10 万円の限度においてのみ責任を負うことを可能とするものである。したがって、当該契約条項は、「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項」に該当し、本項第 2 号及び第 4 号に該当し無効となる。

〔事例 8－13〕

弊社が賠償責任を負う条件は以下のとおりです。①当該商品お渡し日より 60 日以内に事故が判明し、お申し出頂いた場合、若しくは②弊社が事故扱いと認めた場合

〔考え方〕

当該契約条項は、商品お渡し日から 60 日を超える日に事故が判明した場合には、損害賠償責任が事業者の故意又は重過失によるものであっても、当該事業者が「事故扱い」とは認めない決定をすることで、60 日以内に申し出た限度においてのみ責任を負うことを可能とするものである。したがって、当該契約条項は、

「当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項」に該当し、本項第2号及び第4号に該当し無効となる。

〔事例8－14〕

事業者は、商品の品質等に不適合があっても、一切損害賠償、交換、修理をいたしません。

〔考え方〕

本項第1号に該当し無効となる。無効となった結果、損害賠償責任については最初から何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第564条に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

〔事例8－15〕

商品の品質等の不適合による損害賠償責任については、消費者が不適合を知ってから1か月以内に事業者に出した場合に限り負うものとする。

〔考え方〕

権利の行使期間を制限する契約条項は、本項第1号には該当しない。ただし、行使期間を不当に短く設定している契約条項は、民法第566条（行使期間は1年以内）に比べ、消費者の義務を加重するものとして、第10条に該当し無効となり得る。

Ⅱ 第2項

1 本項の趣旨

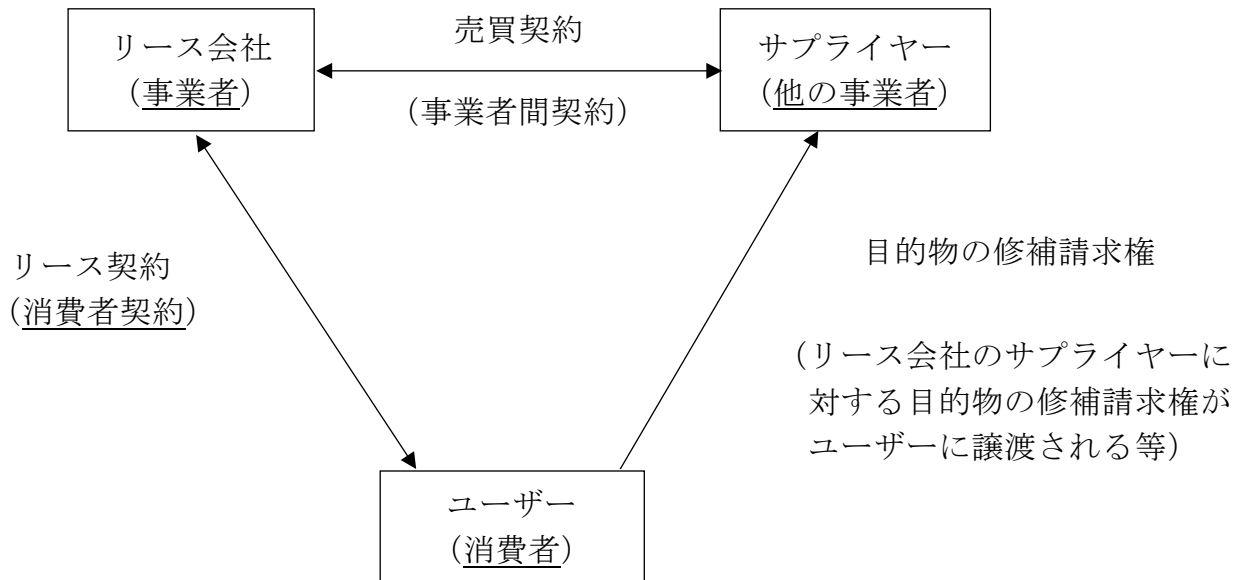
本項は、第1項第1号又は第2号に該当する契約条項であっても、本項第1号又は第2号に定める場合に当たるときには、当該契約条項を無効とはしない旨を定めたものである。

実際の契約においては、事業者が、契約不適合による損害賠償責任の全部を免除する契約条項はあるが、一方で、当該事業者が契約不適合のない物と取り換える責任又は目的物を修補する責任を負う旨定めている場合がある。このような場合には、消費者には救済の手段が残されており、消費者の正当な利益が侵害されているとはいえないため、損害賠償責任の全部を免除する契約条項を無効とはしないこととした。

また、消費者契約において事業者が契約不適合による損害賠償責任の全部を免除する旨定めているが、当該消費者契約の締結と同時に又はこれに先立って他の事業者との間で締結された契約又は事業者と他の事業者の間に締結された消費者を第三者とする民法第537条に定める第三者のためにする契約においては、当該他の事業者が損害賠償責任の全部又は一部の責任、契約不適合のない物と取り換える責任又は目的物を修補する責任を負う旨定めている場合がある。このような場合にも、消費者には救済の手段が残されており、消費者の正当な利益が侵害されているとはいえないため、損害賠償責任の全部を免除する契約条項を無効とはしないこととした。契約不適合責任についてのみこのような除外規定を置く理由は、現代社会においては、一般的に商品の製造者と販売者が異なっている場合が多く、商品が複雑になればなるほど販売者がその製品についての知識を持つことが困難になり、商品に契約不適合がある場合に、むしろ販売者以外の製造者等が契約不適合責任を負う方が、消費者の救済に資する場合があります。具体的には、ファイナンスリース契約においては、商品の契約不適合責任は、ユーザーと賃貸借契約の関係にあるリース会社ではなく、実際に商品をユーザーに引き渡すサプライヤーが負うこととされている（下図参照）。

ただし、他の契約の当事者が資力のない者である場合のように、実質的に消費者の損害賠償請求権等を排除する契約が行われるおそれがあるため、その契約の当事者は事業者たることを要することとしたものである。

ファイナンスリース契約



(1) 本項各号共通

「履行の追完」

民法第 562 条第 1 項では、売買契約においては、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補等による履行の追完を請求することができるものと定められているが、本項各号の「履行の追完」とは、民法第 562 条第 1 項の規定と同趣旨である。

(2) 本項第 1 号

「代金若しくは報酬の減額」

民法第 563 条第 1 項では、売買契約においては、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求できるされているが、本号の「代金」「の減額」とは、民法第 563 条第 1 項の規定と同趣旨である。「報酬」は、消費者契約が請負契約である場合について定めたものである。

(3) 本項第 2 号

① 「当該事業者の委託を受けた他の事業者」

本号の「他の事業者」とは、当該消費者契約の当事者以外の事業者を指す。「当該事業者の委託を受けた」者に限る趣旨は以下のとおりである。

この責任は、本来は契約当事者である当該事業者が負うべきものであり、本号の規定は、自らが責任を負う代わりに、特にその責任を他の事業者に転嫁する場合である。したがって、他の事業者が消費者と直接契約を締結する場合には、この「他の事業者」は、当該事業者が委託をし、それを承諾した事業者であることを要することとした。

また、消費者自身が自己の負担により他の事業者に責任を請求できるような場合にまで、当該事業者の責任を免除する契約条項を有効とする必要はないと考えられることから、他の事業者については当該事業者の委託を受けた事業者とするのが妥当である。

② 「当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約」

本号の当該事業者と他の事業者との間で、損害賠償責任等を消費者が直接他の事業者に請求する権利を有することとなる契約を締結すれば、民法第 537 条の第三者のためにする契約の規定により消費者が請求権を有することとなるため、その場合にも、消費者の権利が不当に害されていることとはならないため、事業者の責任を全部免除する契約条項は無効とならないこととした。

なお、当該消費者契約の締結と同時かそれ以前にこのような契約が成立していれば足り、その旨を消費者に通知することまでは要件とはしないが、これは、消費者が権利を有していることに変わりはなく、実態的にも、当該事業者は自らに対して損害賠償等の請求が来ないように積極的に消費者に通知をすることとなるものと考えられるためである。

③ 「当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に」

これは、前記①で述べた他の事業者が契約不適合責任を負うことを内容とする消費者と当該他の事業者との間の契約又は同じ内容の事業者と他の事業者の間で締結された消費者を第三者とする民法第 537 条に定める第三者のためにする契約が、当該消費者契約の締結より前か又は締結と同時に締結されるという趣旨である。当該消費者契約において、消費者に他に救済される手段があるからこそ、損害賠償責任の全部を免除する契約条項は無効とはしないのであるから、他の事業者が責任を負う旨の契約は当該消費者契約と同時又はそれより前になされている必要がある。また、反復・継続して契約がなされている場合には、通常は、契約条項は定型化されているため、当該消費者契約と同時又はそれより前としても事業者、他の事業者は過度な負担を強いることとはならない。

④ 「賠償する責任の全部若しくは一部」

本条第 1 項第 1 号の規定では、当該消費者契約の当事者たる事業者の損害賠償責任については、その全部を免除する契約条項が無効となり、その責任を制限し、その一部のみの責任を負うこととする契約条項は無効とはならない。したがって、「他

の事業者」については、当該消費者契約の当事者たる事業者と同程度の責任を課すこととし、その責任の一部のみを負っている場合でもよいこととする。

2 本項により無効となる可能性がある契約条項の例

〔事例 8－16〕

1 か月以内に死亡した場合は、代犬をお渡ししますが、返金には応じません（ペットの販売の例）。

〔考え方〕

契約不適合のない物を提供することとしているので、本項第 1 号に該当し、無効とはならない。

〔事例 8－17〕 リース標準契約書の例

第 15 条 （略）

2 物件の規格、仕様、品質、性能その他に不適合があった場合並びに物件の選択又は決定に際して乙（賃借人）に錯誤があった場合においても、甲（賃貸人：リース業者）は、一切の責任を負いません。

3 前 2 項の場合、乙は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を乙に譲渡する手続をとるなどにより、甲は乙の売主への直接請求に協力するものとします。

（リース業者、サプライヤー間の標準注文請書）

第 5 条 物件に関する担保、期間内保証、保守サービスその他売主の便宜供与又は義務の履行については、売主が借主に対して直接その責任を負います。また、売主が自ら責任を負うべき事由による物件の引渡遅延又は引渡不能によって、借主に損害を与えたときも同様とします。

〔考え方〕

リース事業者は、消費者との契約においては契約不適合責任を免責しているが、サプライヤーとの間の売買契約において、サプライヤーが直接契約不適合責任を負うこととされており、本項第 2 号に該当するため無効とはならない。

〔事例 8－18〕

ソフトウェアの不適合については交換・修補・代金返還のいずれかにより対応する（ソフトウェアの使用許諾契約の例）。

〔考え方〕

ソフトウェアの使用許諾契約が有償契約である場合には、ソフトウェアの契約不適合について損害賠償責任の全部を免除する旨の契約条項は、本条第 1 項第 1

号に該当し無効となる場合があると考えられる。

ただし、一般的には、この事例のように、使用許諾契約上、ソフトウェア事業者は交換・修補等により対応する旨定めている場合が多く、その場合には本項第1号に該当し、当該契約条項は無効とはならない。

Ⅲ 第3項

1 本項の趣旨

本項は、サルベージ条項のうち、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項を無効とする規定である。

サルベージ条項とは、ある契約条項が本来は強行法規に反し全部無効となる場合に、その契約条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の契約条項をいう。例えば、本来であれば無効となるべき契約条項に「関連法令に反しない限り」、「法律で許される範囲において」といった留保文言を付するものがこれに当たる。

本条第1項第2号及び第4号により、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項は、事業者が故意又は重大な過失がある場合に無効となるが、これらの規定では事業者が軽過失が認められる限度で契約条項を有効にするために特段の要件は設けられていない。そのため、「関連法令に反しない限り」等の留保文言によっても事業者が軽過失が認められる限度で契約条項を有効とすることが可能であった。

消費者は法的知識が十分にあるとは限られないから、このような留保文言では、事業者が損害賠償責任を負うか否かや、責任の範囲が不明確であり、消費者が本来請求可能な事業者が故意又は重大な過失がある場合の損害賠償請求が抑制されるという不当性がある。

平成30年改正により、事業者は、消費者にとって「消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易な」契約条項を作成するよう配慮する努力義務を負うとされたこと(第3条第1項第1号)から、事業者はサルベージ条項を使用せずに具体的に契約条項を作成するよう努めるべきであるとされた(第3条第1項の解説を参照)。しかし、同年の改正後も、例えば、「法律上許される限り賠償限度額を〇万円とする。」とする契約条項のように、主として事業者の損害賠償責任の免除に係るサルベージ条項の使用例が見られる。

そこで、留保文言の使用を抑制するとともに、損害賠償責任の一部を免除する契約条項は事業者が軽過失の場合に限り有効であることを事業者に明確に記載させるため、令和4年通常国会改正において、本項に損害賠償責任の一部を免除する契約条項の有効要件に係る規定を設けることとした。

2 条文の解釈

- ① 「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項」

本項は、本来請求可能である事業者が故意又は重大な過失がある場合の損害賠償請求すら抑制されてしまうという不当性を踏まえたものであり、事業者の損害賠償責任の一部を免除する消費者契約の条項を対象とする。

そのため、契約条項の一部が無効となる場合に、その他の部分は無効とならない旨を定める、いわゆる分離可能性条項は、損害賠償責任の一部を免除する契約条項ではないことから本項の対象とならない。

「重大な過失」については、(2) ②を参照。

② 「当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの」

本項により、損害賠償責任の一部を免除する契約条項は、「関連法令に反しない限り」等の留保文言を使用し、いわゆる軽過失の場合にのみ適用されることが明らかにされていないのであれば効力を有さないこととなる。

どのような場合に本項の要件を満たすのかについては、免責条項がいわゆる軽過失の場合のみ適用されることが一般的・平均的な消費者にとって明らかになっているか否かという基準によって判断される。

例えば、「弊社がユーザーに負う責任は、ユーザーから実際に支払いがあった検定受験料の額を超えるものではないとします。」のように事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項では、「関連法令に反しない限り」や「法律上許される限り」といった記載ではなく、「弊社に軽過失がある場合に限り」や「弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き」等の記載をする場合(注)は、一般的・平均的な消費者にとって、当該契約条項が当該事業者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることが明らかにされていることから、本項によって契約条項は無効とはならない。

(注) 例えば、以下のような契約条項である。

「弊社に軽過失がある場合に限り、弊社がユーザーに負う責任は、ユーザーから実際に支払いがあった検定受験料の額を超えるものではないとします。」

「弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き、弊社がユーザーに負う責任は、ユーザーから実際に支払いがあった検定受験料の額を超えるものではないとします。」

● 重大な過失と重大な過失を除く過失（いわゆる軽過失）

ある事業者の行為が、重大な過失に該当するのか、重大な過失を除く過失（いわゆる軽過失）に該当するのかは、最終的には個別具体の事情を踏まえた裁判所での判断に委ねられるものである。

裁判例には、陸上運送を委託された運送会社の従業員のトラック運転手が、運転中に吸っていたタバコを運転席下に落としたことに気を取られて前方不注視の過失により交通事故を起こし、運送品を焼失した事案について、運転手の過失は

いまだ重過失の範ちゅうに属するとはいえないとしたものがある（神戸地判平成6年7月19日交民集27巻4号992頁）。また、貨物自動車による荷物の運送を委託された軽貨物自動車の運転手が、荷物が荷物室からはみ出し、後部扉を完全に閉めることができない状態で運送をして荷物を紛失した事案について、運送人に重過失を認めたものがある（東京地判平成2年3月28日判タ733号221頁）。

3 本項により無効となる可能性がある契約条項の例

〔事例8－19〕

法律上許される限り、賠償限度額を〇万円とする。

〔考え方〕

一般的・平均的な消費者にとって明らかになっているか否かという基準によって判断すると、「法律上許される限り」という留保文言では、契約条項を使用する事業者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることが明らかであるとは言えないと考えられる。「関連法令により許される限り」といった留保文言でも同様である。

したがって、本項に該当し無効となる。

第8条の2（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

第8条の2 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする。

1 趣旨等

（1）趣旨

本条は、平成28年改正において、本法の立法当時から定められていた不当条項の類型（事業者の損害賠償の責任を免除する契約条項（第8条）及び消費者が支払う損害賠償の額を予定する契約条項等（第9条第1項））に加え、新たな不当条項の類型を規定したものである。

消費者の権利を制限する契約条項の例として、消費者の解除権を放棄させる契約条項がある。特に、事業者が契約で定められた債務を履行せず、又は、事業者から引き渡された目的物に契約不適合がある場合にも、消費者が解除をすることができないとすると、消費者は契約に不当に拘束され続け、既に支払った代金の返還を受けられず、又は、未払代金の支払義務を免れることができないことになる。そこで、本条においては、消費者が債務不履行責任の規定に基づく解除権を正当に行使することできるように、消費者のこれらの解除権をあらかじめ放棄させる契約条項の効力を否定することとした（注）。

（注）なお、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の民法では、引き渡された目的物に隠れた瑕疵があった場合に契約を解除することができるという規定があり（改正前民法第570条、第566条）、改正前の本条では、消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する契約条項を無効としていた。改正後の民法では、引き渡された目的物に瑕疵があった（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない）場合の解除は、債務不履行の規定に基づいて行われるものと整理されたことから、本条の規定も、債務不履行か瑕疵担保責任かを区別することなく、事業者の債務不履行に基づく消費者の解除権を放棄させる契約条項を無効とするというものに改正された。

（2）平成30年改正

消費者の解除権に係る決定権限付与条項についても、典型的に不当性が高いものと評価することができるものであり、平成30年改正において、本条の規定により無

効となる消費者契約の条項に決定権限付与条項を加えることとしたものである。

2 条文の解釈

(1) 債務不履行に基づく解除権を放棄させる条項

① 「事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権」

事業者が債務不履行があった場合に、任意規定によって消費者に認められる解除権をいう。ここでいう任意規定の例としては、民法第 541 条から第 543 条までの規定が挙げられる。

② 「放棄させ」

消費者の解除権を「放棄させ」とは、事業者が債務不履行があり、民法第 541 条等の規定による解除の要件を満たす場合であっても、消費者に一切解除を認めないこととすることである。したがって、消費者の解除権を制限する契約条項（例えば、解除権の行使期間を限定する契約条項、解除が認められるための要件を加重する契約条項、解除をする際の方法を限定する契約条項等）は、本号には該当しない。

本条に該当する契約条項の例として、進学塾の受講契約等において「いかなる場合でも契約後のキャンセルは一切受け付けられません」とする契約条項が挙げられる。ただし、このような契約条項であっても、当該契約において、事業者が債務不履行があったときは消費者が契約を解除することができる旨が別途明記されていた場合など、当該契約条項が債務不履行に基づく解除権を放棄させるものとは認められない場合には、本号には該当しない。

その他の例として、携帯電話端末の購入契約等において「契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」とする契約条項が挙げられる。ただし、このような契約条項であっても、当該契約において、商品に契約不適合があったときは消費者が契約を解除することができる旨が別途明記されていた場合など、当該契約条項が債務不履行に基づく解除権を放棄させるものとは認められない場合には、本条には該当しない。

③ 「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」

「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」とは、任意規定によれば消費者が債務不履行に基づく解除権が生じるにもかかわらず、当該事業者の決定により、当該消費者の解除権を放棄させることを可能とすることである。

本条に該当する契約条項の例として、「お客様は、本サービス上にて行った注文に関して、注文番号が発行された後は、弊社に過失があると弊社が認める場合を除き注文のキャンセルはできないものとします。」という旨の契約条項が挙げられる。

④ 効果

本条は、事業者の債務不履行によって生じた消費者の解除権を放棄させる又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する契約条項をその限りにおいて無効としたものである。契約条項が無効となった結果、債務不履行に基づく解除については、契約には何の定めもなかったこととなり、事業者に債務不履行があった場合には、消費者は、民法第 541 条等の規定に従い、契約の解除をすることができることになる。

当然のことながら、「いかなる場合でもキャンセルは一切受け付けない」という契約条項が無効となっても、消費者が「いかなる場合でもキャンセルをすることができる」ことになるわけではない。すなわち、そもそも、民法第 541 条等の規定によって解除をすることができない場合であれば、消費者に解除権は認められない。

（２）本条に定めのない消費者の解除権を放棄させる条項

本条が定める債務不履行に基づくもの以外にも、任意規定によって消費者に解除権が生ずる場面はある。例えば、委任契約については、各当事者がいつでもその解除をすることができることとされている（民法第 651 条第 1 項）。このように、債務不履行に基づくもの以外の消費者の解除権を放棄させる契約条項は、本条の適用によっては無効とならない。

もっとも、そのような契約条項が、第 10 条の要件を満たす場合には、同条が適用されることにより無効となる。

第8条の3（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）

（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）

第8条の3 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。

1 趣旨

事業者に対し消費者契約の解除権を付与する契約条項は、事業者が一方的に契約を打ち切ることにより、消費者が特段の理由なく契約関係からの離脱を強いられるおそれを有するものであり、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するものである。そして、事業者に解除権を付与する契約条項の中でも、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とするもの（以下「後見開始の審判等による解除権付与条項」という。）は、以下に述べるとおり、成年後見制度の趣旨に抵触する面があり、消費者が事業者に対し消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約を除き、典型的に不当性が高く、消費者の利益を一方的に害するものであるといえる。

平成25年には、裁判例において、建物賃貸借契約において使用された後見開始の審判等による解除権付与条項を無効とする判断が示された（大阪高判平成25年10月17日消費者法ニュース98号283頁）。また、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）では、基本理念に係る規定（同法第3条第1項）において、「成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」が定められている。こうした事情を踏まえ、平成30年改正において、後見開始の審判等による解除権付与条項を新たな不当条項の類型として規定することとしたものである。

2 条文の解釈

（1）「事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約・・・の条項」

ア 成年後見制度の概要

後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」という。）に係る制度（以下「成年後見制度」という。）とは、精神上的障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難である者について、成年後見人等の機関がその判断能力を補うことで、その生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度である。それぞれの概要は、以下のとおりである。

(ア) 後見

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法第7条）。後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する（民法第8条）。後見開始の審判により、成年後見人に対し、本人の財産に関する法律行為についての包括的な代理権（民法第859条）と日常生活に関する行為以外の法律行為についての取消権（民法第9条）が付与される。なお、成年後見人は、その同意の有無にかかわらず、成年被後見人が行った法律行為について取消権を行使することができる。

(イ) 保佐

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、保佐開始の審判をすることができる（民法第11条）。保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する（民法第12条）。保佐開始の審判により、保佐人に対し、重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為等の所定の行為についての同意権及び同意を得ずに被保佐人が行った行為の取消権（民法第13条）が付与される。また、保佐開始の審判とは別個の代理権付与の審判により、特定の行為についての代理権（民法第876条の4）を保佐人に付与することも可能である。

(ウ) 補助

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、補助開始の審判をすることができる（民法第15条）。補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する（民法第16条）。補助開始の審判は、同意権付与の審判又は代理権付与の審判とともにしなければならない（民法第15条第3項）。補助開始の審判及び同意権付与の審判により、補助人に対し、特定の行為についての同意権及び同意を得ずに被補助人が行った行為の取消権（民法第17条）が付与される。また、補助開始の審判及び代理権付与の審判により、補助人に対し、特定の行為についての代理権（民法第876条の9）が付与される。

イ 本要件の意義

消費者契約において後見開始の審判等による解除権付与条項が使用されると、後見開始の審判等を受けた消費者は、当該審判を受けたことによって事業者から契約を解除され、その契約によって得ていた便益を受けることができなくなるおそれがある。このように、後見開始の審判等による解除権付与条項は、後見開始の審判等を受けることが、かえって消費者に不利益を生じさせるおそれをもたらす点において、当該審判を受けた者の権利の擁護を目的とする成年後見制度の趣旨と抵触する

面があり、類型的に不当性が高いものであると考えられる。

もっとも、本条は、後見開始の審判等を受けたことのみを理由として直ちに解除権を基礎付けている点に不当性を捉えるものであるから、後見開始の審判等があったことを契機に、個別に当該消費者の状況の確認等を行い、その結果、合理的な事情があるときに、最終的に解除に至ることを定めた契約条項までを一律に無効とするものではない。例えば、顧客が後見開始の審判等を受けたことを認識した事業者が、当該審判が行われたことを踏まえて、顧客にとってリスクの高い取引に係る適合性の有無の確認等を行い、その結果、取引の継続が困難であるなどの一定の場合には、当該事業者が契約を解除できる旨を定めた契約条項は、本条によっては無効とはならないものと考えられる。この点を条文の文言上も明確にするため、後見開始の審判等を受けたこと「のみを理由とする」解除権を付与する契約条項を無効とする旨を規定している。

（２）「（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）」

本条の括弧書は、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約については、後見開始の審判等による解除権付与条項が本条によっては無効とならないことを規定するものである。この要件は以下の理由により定めるものである。

民法においては、準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約の終了事由とされている（民法第 656 条・第 653 条第 3 号）。このため、消費者が準委任契約の受任者となる消費者契約については、消費者が後見開始の審判を受けたときに当然に当該契約が終了することになり、事業者が解除権を行使する余地はないといえる。そのため、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約については、後見開始の審判を受けたことを理由とする解除権付与条項は、任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重するものではないと考えられる。

また、前述のように、民法において準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約の終了事由とされていることからすると、同法は後見開始の審判を受けていない受任者が事務を処理することを想定しているものと考えられる。この点を踏まえると、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供する場合においては、事業者が後見開始の審判等による解除権付与条項を定めることで、事業者が消費者に対して後見開始の審判等を受けていない状態で役務の提供等を行うよう求めても、類型的に不当性が高いとまでは言い難い場合もあり得るものと考えられる。

そこで、本条により無効となる契約条項の範囲から、消費者が事業者に対し消費者契約の目的となるものを提供することとされている消費者契約の条項を除くこととしたものである。もっとも、こうした契約条項についても第 10 条の規定により無効とされる場合はあり得るものであると考えられる（注）。

(注) なお、「提供」という文言の法制的な用法に照らすと、「消費者が事業者に対し…消費者契約の目的となるものを提供する」といえるためには、消費者が、消費者契約の目的となるものを事業者が利用し得る状態に置くことが必要であると考えられる。例えば、インターネットのプロバイダー契約においては、事業者が消費者にサービスを提供するに当たって当該消費者の個人情報を取得することがあり得るが、こうした場合は、単に消費者が自らの個人情報の事業者による利活用を許諾しているに過ぎず、「消費者が事業者に対し…消費者契約の目的となるものを提供する」とはいえないものと考えられる。

3 本条により無効とされる可能性がある契約条項の例

〔事例 8－19〕建物賃貸借契約^(注)

乙（賃借人）に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲（賃貸人）は、直ちに本契約を解除できる。（中略）

(6) (略) 成年被後見人、被保佐人の宣告や申立てを受けたとき。

(注) 前述の大阪高判平成 25 年 10 月 17 日において法第 10 条の規定により無効とされた契約条項である。

〔考え方〕

事業者に対し、消費者が後見開始又は保佐開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与するものであり、本条の規定により無効となる。

〔事例 8－20〕モニター契約

事業者が自社のサービスの利用者 500 人との間で 1 年間のモニター契約を締結した。この契約は、事業者が期間内に実施するアンケート調査にモニターが回答し、モニターは謝礼を受け取るというものであった。この契約において、モニターが後見等開始の審判を受けたときは、事業者はモニター契約を解除することができる旨の契約条項があった。

〔考え方〕

モニターは事業として又は事業のために当該契約を締結するものではないから、モニターは「消費者」（第 2 条第 1 項）であり、当該契約は消費者契約に該当するものと考えられる。しかし、当該契約は消費者が事業者に対し役務を提供するものであるから、当該契約条項は本条の規定によっては無効とはならないものと考えられる。

もっとも、簡単なアンケートでありモニターが後見等開始の審判を受けていない状態であることを求める必要はないなどの個別の事情によっては、当該契約条項が第 10 条の規定により無効となることもあり得る。

第 9 条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等）

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が2以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

2 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠（第12条の4において「算定根拠」という。）の概要を説明するよう努めなければならない。

I 第1項

1 趣旨

契約条項に基づく事業者による消費者の義務の加重としては、消費者契約の解除等に伴い高額な損害賠償等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いる場合がある。そこで、本項においては、消費者が不当な出捐を強いられることのないよう、事業者が消費者契約において、契約の解除の際又は契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した際の損害賠償額の予定又は違約金（以下「違約金等」という。）を定めた場合、その額が一定の限度を超えるとときに、その限度を超える部分の契約条項は無効とされている。

2 条文の解釈

（1）第1号

民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行による違約金等を定めることができる。本号は、契約の解除に伴う違約金等の定めがある場合において契約が解除されたときに、民法第420条の適用の如何にかかわらず、当該事業者が生ず

べき平均的な損害の額を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超える部分を無効とするものである。なお、約定解除の場合の損害賠償の額に関しては、民法上の規定は存在しない。

① 「契約の解除に伴う」

「契約の解除に伴う」とは、約定解除権を行使するケース又は法定解除権を行使するケースを指す。本号は、たとえ消費者の責に帰すべき事由により事業者が解除権を行使する場合であっても、事業者は一定の金額を超える違約金等を請求することができないということが規定されている。

② 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定と併せて、損害賠償とは趣旨が異なる違約罰的なものとして高額な違約金を定める場合があり得る。例えば、事業者が損害賠償の予定として3万円、違約金として2万円を定めており、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額が4万円という事例では、損害賠償の予定と違約金は、それぞれ単独では平均的な損害の額である4万円を下回ることになるが、損害賠償の予定3万円と違約金2万円を合算した金額は5万円となり平均的な損害の額を超えることとなる。損害賠償額の予定と併せて違約金を定めた場合には、消費者に過大な義務を課されるおそれがあるため、両者を合算した額が事業者が生じる平均的な損害の額を超えてはならないこととする。

③ 「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」

この「平均的な損害の額」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨である。具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生ずべき損害の額の平均値を意味するものである。したがって、この額はあらかじめ消費者契約において算定することが可能なものである。これは、事業者には多数の事案について実際に生ずべき平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の賠償の請求を認める必要はないためである。また、この「平均的な損害の額」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生ずべき損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、当該業種における業界の水準を指すものではない。

「解除の事由」とは具体的な解除原因を指す。解除に伴う違約金等については、事例9-1のように、具体的な解除原因によって解約手数料の額を区分している場合や、事例9-2のように解除の時期により区分している場合がある。また、売買契約の場合には、解除により商品が返品されたか否かで区分している場合があり得る。「当該条項において設定された」とは、解除に伴う違約金等の区分の仕方は、業

種や契約の特性により異なるものであるところ、「平均的な損害の額」であるかどうかの判断は当該契約条項で定められた区分ごとに判断するとの意味である。ただし、「平均的な損害の額」の算定については、消費者側の「解除の事由」という要素により事業者が生ずべき損害の額が異なることは、一般的には考え難い。

● 解除の事由・時期の具体例

〔事例 9－1〕語学学校等の例

契約後、中途解約を希望される場合、下記の条件及び解約理由に設定された解約手数料をいただいた上で納入された受講料の残額をお返しいたします。

解 除 理 由	解約手数料
本人の転居（転居先に当校がない場合、またあっても遠距離で通学が困難と当社が判断した場合）、本人の疾病・事故等（ただし2か月以上の入院）の場合	残余受講料の 20% （最高限度額 2 万円）
上記以外の事由の場合で本人からの申出があった場合	残余受講料の 20% （最高限度額 5 万円）

〔事例 9－2〕標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）（注）

（旅行者の解除権）

第 16 条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。（以下略）

（別表第一）取消料（第 16 条第 1 項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内

ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

(注) 旅行業法第 12 条の 2 の規定によると、旅行業者は旅行業約款を定め観光庁長官の認可を受けなければならないが、同法第 12 条の 3 の規定により観光庁長官及び消費者庁長官が定め公示した標準旅行業約款と同一の約款を定める場合には、認可を受けたものとみなされる。

(2) 第 2 号

民法第 420 条によると、当事者の合意により債務不履行による違約金等を定めことができる。本号は、遅延損害金の利率の上限を年 14.6%とし、これよりも高い遅延損害金の利率が定められている場合に、民法第 420 条にかかわらず、年 14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年 14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができないとするものである。

① 「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭」

売買契約の目的物である商品の代金、役務提供契約における役務の対価、立替払契約における支払金等がこれに含まれる。

② 「消費者が支払期日までに支払わない場合における」

本号は、消費者が支払うべき金銭債務の支払遅延の場合の違約金等を対象とするものである。不正乗車の割増運賃のような支払期日以外の契約条項に違反したことによる違約金等は、本号の対象とはならない。

③ 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

本条第 1 項第 1 号の解説を参照のこと。

④ 「当該支払期日に支払うべき額」

金銭債務の支払期限に支払うこととされる金額を指す。複数回に分割して支払う場合は、それぞれの支払ごとの支払期限及び金額を指す。

⑤ 「年 14.6 パーセント」

上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生ずべき平均的な損害の額にとどめる、という趣旨であるが、無効とすべき限度は、業種横断的に適用されるものとして、一定の妥当な水

準に制限するという目的、市場取引の実情、民事上の債権に係る遅延損害金の上限を定める他の立法例を踏まえて設定されるべきものである。

具体的には、後記の立法例として、例えば、賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項において、退職した労働者に対する未払賃金を支払う事業主の債務の遅延損害金の上限が年14.6%となっていること等に加え、立法当時の取引の実情をみても、実際に世間で使用されている契約書では、かなりのものにおいて年14.6%（日歩4銭）又は年14.5%とされており、民事上の契約においては、遅延損害金の限度としてこの基準が一種の慣習として定着し、一般的に許容される限度として受け入れられている。その意味でこの水準は、実際の取引を混乱させるおそれがないものであって、遅延損害金の限度として妥当性のある利率であるものと考えられた。

⑥ 計算方法

年14.6%は単利であり、当該条項が日・月等の単位で違約金等を定めているときは、これを年利に換算する。

（３）効果

第1項第1号に該当する契約条項があった場合には、平均的な損害の額を超える部分の契約条項が無効となり、事業者は平均的な損害の額の範囲内でしか消費者に違約金等を請求することができない。

第1項第2号に該当する契約条項があった場合には、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、事業者は年14.6%の範囲内でしか消費者に違約金等を請求することができない。

3 第9条第1項関連の事例

（１）第1号関連の事例

〔事例9－3〕

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。
(結婚式場等の契約の例)

(A社の場合)

実際に使用される日から1年以上前の場合…………… 契約金額の80%

(B社の場合)

実際に使用される日の前日の場合…………… 契約金額の80%

〔考え方〕

例えば、A社のように、結婚式場を実際に使用するのが1年後であるにもかかわらず、契約金額の80%を解約料として請求する場合には、通常は事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えると考えられるので、本号に該当し、平均的な損害の額を超える部分の契約条項が無効となる。すなわち、1年前のキャンセルの場合の当該事業者が生ずべき平均的な損害の額が、仮に契約金額の5%だとすると、

80%との定めのうち 75%の部分の契約条項が無効となり、事業者は 5 %分しか請求できないこととなる。

しかし、B社の例のように、式の前日にキャンセルする場合には解約料として契約金額の 80%を請求しても、通常は平均的な損害の額を超えるとはいえず、この契約条項は無効とはならないと考えられる。

(2) 第2号関連の事例

〔事例9－4〕

毎月の家賃（70,000 円）は、当月 20 日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には 1 か月の料金に対し年 30%の遅延損害金を支払うものとする。

〔考え方〕

本号に該当し年 14.6%を超える部分の契約条項が無効となる。

例えば、代金 1 か月分（70,000 円）を 180 日遅延した場合には、この契約条項どおりだと遅延損害金は、10,356 円（ $70,000 \times 30\% \times 180/365$ ）となるが、本号の適用によると、5,040 円（ $70,000 \times 14.6\% \times 180/365$ ）が上限となり、5,316 円について請求できないこととなる。

〔事例9－5〕電気供給約款の例

39 違約金

- (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)ロからへ（注）までに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

（注） 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等。

〔考え方〕

この違約金は、金銭債務の支払遅延に対するものではなく、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等に課されるものであるため、本号には該当しない。

● 第9条第1項第1号に関連する最高裁判決

【1】最二判平成 18 年 11 月 27 日（裁判集民 222 号 275 頁）

事件番号： 平成 17 年(オ)第 886 号

事案概要： 学校教育法所定の大学を設置する Y（上告人）らが実施した入学試験に合格して Y らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張

するX（被上告人）らが、Yらに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき各納入金相当額及びこれに対する請求（本件訴状の送達）の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。

判示内容： 消費者契約法2条3項に規定する消費者契約を対象として損害賠償の予定等を定める条項の効力を制限する同法9条1号は、憲法29条に違反するものではない。

【2】最二判平成18年11月27日（民集60巻9号3437頁）

事件番号： 平成17年(受)第1158号・平成17年(受)第1159号

事案概要： Xら（第1158号事件被上告人・第1159号事件上告人）が、それぞれ、Y大学（第1158号事件上告人・第1159号事件被上告人）への入学を辞退してY大学との間の在学契約を解除したなどとして、Y大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y大学は、Xらとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xらの各請求を争った。

判示内容： ①原告らは、本件入学金の納付により、大学に入学し得る地位又は学生たる地位を取得するなどしてその対価を享受したものであるから、その後に入學を辞退してもその返還を求めることはできない。

②平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべき。

③一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということとはできない。

④一般に、4月1日には、学生が特定の大学に入學することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均

的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべき。

【3】最二判平成 18 年 11 月 27 日（民集 60 巻 9 号 3597 頁）

事件番号： 平成 17 年(受)第 1437 号・平成 17 年(受)第 1438 号

事案概要： Xら（第 1437 号事件被上告人・第 1438 号事件上告人）が、それぞれ、Y 大学（第 1437 号事件上告人・第 1438 号事件被上告人）への入学を辞退して Y 大学との間の在学契約を解除したなどとして、Y 大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y 大学は、Xらとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xらの各請求を争った。

判示内容： ① 上記判例【2】の判示内容と同旨

② 要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載されている場合には、当該大学は、学生の入学の意思の有無を入学式の出欠により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているものということができるから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべき。

【4】最二判平成 18 年 11 月 27 日（裁判集民 222 号 511 頁）

事件番号： 平成 18 年(受)第 1130 号

事案概要： X（上告人）が、Y（被上告人）大学への入学を辞退して本件在学契約を解除したなどとして、Y 大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件後援会費相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y 大学は、Xとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xの請求を争った。

※Xの母が平成 16 年 3 月 26 日に Y 大学に電話をかけた際、電話に應對した Y 大

学の職員が、Xの母に対し、授業料の返還を受けるための入学辞退届は同月25日必着で提出しなければならない旨及び入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱う旨述べた。

- 判示内容： ①上記判例【2】の判示内容と同旨
- ②被上告人大学の職員の上告人の母に対する上記発言により、上告人は、既に入学辞退を決めていたのに、その手続を3月31日まで執らずに4月2日の入学式に欠席することにより済まそうとしたものと推認され、結果的に上告人において同年3月31日までに本件在学契約を解除する機会を失わせたものというべきであるから、被上告人大学において、本件在学契約が同年4月1日以降に解除されたことを理由に、本件不返還特約が有効である旨主張して本件授業料の返還を拒むことは許されないものというべき。

【5】最二判平成18年12月22日（裁判集民222号721頁）

事件番号： 平成17(受)第1762号

事案概要： X（上告人）が、Y（被上告人）学校（いわゆる鍼灸学校）への入学を辞退してY学校との間の在学契約を解除したなどとして、Y学校に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金等相当額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案であり、Y学校は、Xとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xの請求を争った。

- 判示内容： ①被上告人学校の入学試験の合格者と被上告人学校との間で締結される在学契約の性質、上記合格者が入学手続の際に被上告人学校に対して納付する学生納付金（入学金及び授業料等）の性質及びその不返還特約の性質及び効力等については、いずれも大学における場合と基本的に異なるところはなく、大学についての当裁判所の判例（最高裁平成17年（受）第1158号、第1159号同18年11月27日第二小法廷判決・裁判所時報1424号11頁※等）の説示が基本的に妥当するものというべき。
- ②大学の場合と同じく、入学すべき年の3月31日までは、被上告人学校と在学契約を締結した学生が被上告人学校に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるような状況にはなく、同日までの在学契約の解除について被上告人学校に生ずべき平均的な損害は存しない。

※前記【4】

【6】最三判平成 22 年 3 月 30 日（裁判集民 233 号 353 頁）

事件番号： 平成 21 年(受)第 1232 号

事案概要： Y（上告人）の設置する大学の推薦入学試験に合格した X（被上告人）が、入学を辞退して在学契約を解除したなどと主張して、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき、納付済みの授業料等相当額の返還を求めた事案。

※学生募集要項に、一般入学試験等の補欠者につき、4 月 7 日までに通知がない場合に不合格となる旨の記載がある。推薦入学試験の合格者については、いわゆる専願等を資格要件とするものではなく、学生納付金の納付期限から他大学医学部の一般入学試験日まで相当の期間がある。

判示内容： ① 上記判例【2】の判示内容③及び④と同旨

② 学生募集要項の上記の記載は、一般入学試験等の補欠者とされた者について 4 月 7 日までにその合否が決定することを述べたにすぎず、推薦入学試験の合格者として在学契約を締結し学生としての身分を取得した者について、その最終的な入学意思の確認を 4 月 7 日まで留保する趣旨のものとは解されない。

③ 専願等を資格要件としない推薦入学試験の合格者について特に、一般入学試験等の合格者と異なり 4 月 1 日以降に在学契約が解除されることを当該大学において織り込み済みであると解すべき理由はない。

● 第 9 条第 1 項第 2 号関連の立法例

金銭債務の支払を遅延した場合における遅延損害金の利率を年 14.6%としている規定の例としては以下のようなものがある。

中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年法律第 84 号）

（共済金の貸付けの条件等）

第 10 条

3 機構は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年 14.6 パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

（一時貸付金の貸付け）

第 10 条の 2

5 機構は、一時貸付金の貸付けを受けた者が一時貸付金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年 14.6 パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

（割増金）

第 16 条 機構は、共済契約者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対

し、その延滞した額につき年 14.6 パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額の範囲内において、割増金を納付させることができる。

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）

（退職労働者の賃金に係る遅延利息）

第 6 条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部をその退職の日（退職の日後に支払期日が到来する賃金にあっては、当該支払期日。以下この条において同じ。）までに支払わなかった場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年 14.6 パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（注）年 14.6%（政令第 1 条）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

第 24 条の 6

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第 1 項の規定により定められた支払期日又は第 2 項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、第 24 条の 4 第 2 項の申出の日から起算して 50 日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（注）年 14.6%（省令第 14 条）

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨

消費者契約の解除等に伴う違約金等については、契約解除時に消費者の関心事項となるものである。しかし、令和 4 年通常国会改正前は、監督規制等がない場合等契約解除時の情報提供については事業者明文の規定が設けられておらず、事業者から消費者に対して、十分な情報提供がなされていないことがあった。その結果、違約金が発生することが契約条項に明記されていたとしても、違約金額が妥当なものであることについて事業者から十分な説明がないため、消費者が判断できずに紛争が進展することがあった。また、令和 4 年通常国会改正前は、監督規制等がない場合等において、違約金等を定めた契約条項に基づき損害賠償又は違約金を請求する際に違約金等について何ら説明をする必要がないため、高額な違約金等を設定して不当に利益を収受している事業者も存在していたと考えられる。

そこで令和 4 年通常国会改正により、消費者と事業者との間に生じている情報の量及び質並びに交渉力の格差を解消するため、消費者からの求めに応じて、事業者に対して違約金等の算定の根拠の概要について説明する努力義務を規定したものである。本項は、契約締結後であっても、事業者が努力義務を負う場合があることを定めるものである（第 3 条第 1 項第 4 号の解説も参照のこと）。

2 条文の解釈

本項は、事業者が違約金等を定めた契約条項に基づき違約金等を請求する場合において消費者からの求めに応じて、事業者に違約金等の算定の根拠の概要について説明する努力義務を課すものである。

① 「消費者契約の解除に伴う」

本条第1項第1号の解説を参照のこと。

② 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」

本条第1項第1号の解説を参照のこと。

③ 「損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは」

違約金等について説明が必要となる場面については、①違約金等がトラブルとなりやすいのは実際に事業者が消費者に対して違約金等を定めた契約条項に基づき違約金等を請求する場面であること、②消費者が違約金等について事業者に対して説明を求めている場合にまで事業者に義務を課す必要がないことを踏まえて、「損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたとき」に説明する努力義務を規定したものである。なお、事業者が違約金等を定める契約条項に基づき消費者から受領した契約の対価の返還を拒み、違約金等として当該対価の全部又は一部を収受するような事例についても、事業者が消費者に対して違約金等を請求して違約金等を受領した状態といえるため、「損害賠償又は違約金の支払を請求する場合」に含まれる。

④ 「損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要」

「損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠」とは、違約金等を事業者が設定するに当たって考慮した事項、当該事項を考慮した理由、使用した算定式、金額が適正と考えた根拠など違約金等を設定した合理的な理由を意味している。違約金等を設定するに当たって考慮した事項としては、例えば、消費者契約における商品、権利、役務等の対価、解除の時期、消費者契約の代替可能性、費用の回復可能性など違約金等に影響を与える事項をいう。また、事業者に求められる説明は算定の根拠の概要であるため、費用などの具体的な数字についてまでは説明する必要はなく、違約金等の設定に当たり考慮された費用項目などを説明することで足りる。

なお、消費者からすれば、請求されている「損害賠償又は違約金」の具体的な金

額と「平均的な損害の額」との関係性が説明されなければ、請求されている金額が妥当なのか判断できない。したがって、事業者は、請求する損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて、消費者が理解し得るように説明するよう努めなければならない。

⑤ 「説明するよう努めなければならない」

本項は努力義務であるので、本項に規定する義務違反を理由として意思表示の取消しや損害賠償責任といった私法的効力が直ちに生ずるものではない。

● 算定の根拠の概要の説明の具体例

〔事例 9－6〕結婚式場利用契約の例

挙式 1 か月前に契約を解除された場合は、見積額×35%のキャンセル料を頂戴いたします。

〔考え方〕

「当社の結婚式では会場の装飾品の仕入れや司会者等の人員の手配を挙式本番の 1 か月前で通常は完了させており、挙式が中止になっても当該費用が発生します。そのため、当該人件費等を含めてキャンセル料を設定しています。」等と回答すれば、算定の根拠の概要を説明していることとなり努力義務を履行したこととなる。

〔事例 9－7〕コンサートチケットの例

（コンサート鑑賞をキャンセルして）チケットの払戻しを受ける場合には、解約手数料として 100 円かかります。

〔考え方〕

「チケットは転売防止のために購入者の氏名を入力して印刷しており、当該チケットの印刷費やシステムにキャンセルを入力する人件費等が損害として発生しており、当該費用は 100 円を超えることは明らかである。そのため、解約手数料として 100 円を設定している。」等と回答すれば努力義務を履行したこととなる。

● 「平均的な損害の額」の立証

「平均的な損害の額」について、最高裁（上述の本条第 1 項第 1 号に関連する最高裁判決【2】）は、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、消

費者が立証責任を負うものと判断した。しかし、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」はその事業者に固有の事情であり、立証のために必要な資料は主として事業者が保有していることから、裁判や消費生活相談において、消費者による「平均的な損害の額」の立証が困難な場合もあると考えられる。

そこで、本条第2項において消費者に対して違約金等の算定の根拠の概要を、また第12条の4第2項において適格消費者団体に対して違約金等の算定根拠を事業者が説明する努力義務を規定し、違約金等を定める際に考慮した事項や算定式などの情報を提供することとしている。事業者から提供された違約金等を定める際に考慮した事項や算定式などの情報を用いることにより、消費者や適格消費者団体は当該情報を用いて平均的な損害の額を算定しやすくなり立証責任の負担軽減につながると考えられる。

また、第3条第1項第2号は、事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差があることを踏まえ、消費者の理解を深めるため、事業者の努力義務として、消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供することを定めている。その趣旨に照らすと、消費者契約の締結について勧誘する際も違約金等に関する内容が消費者にとって当該契約を締結するのに必要な情報に該当する場合は、事業者は消費者に対して違約金等の算定の根拠の概要や「平均的な損害の額」についての情報を提供するように努めなければならないと解される（注1）。

なお、本条第1項第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」に関しては、事業者が、違約金等を定める契約条項を定める際に、あらかじめ「平均的な損害の額」を十分算定していれば、紛争が生じた場合でも、算定根拠を示した説明も容易となり、違約金等を巡るトラブルも回避できるものと考えられる（注2）。また、本条第2項により違約金等の算定の根拠の概要について説明する努力義務が規定されている趣旨に照らせば、事業者においては、違約金等を定めるに際しては、合理的な根拠を持って「平均的な損害の額」を算定しておくことが期待されている。

（注1）民事訴訟法において、営業秘密等、文書の所持者がその提出を拒絶することができる事由があるとされるような場合（同法第220条第4号ハ）まで、その対象に含まれるという趣旨ではない。

（注2）内閣府消費者委員会消費者契約法専門委員会報告書（平成29年8月）9頁。

第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第10条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな
い規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加
重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反
して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

1 趣旨等

（1）趣旨

消費者契約の実態をみると、第8条及び第9条に規定する契約条項以外にも、消費者の利益を一方的に害する契約条項が存在する。そこで、本条においては、消費者契約の条項が無効となる場合についての包括的なルールを定めている。すなわち、本条では、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する契約条項で（第一要件）、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（第二要件）の効力を否定することとしている。

なお、第一要件にいう任意規定には、法律の明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれると解されている（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁。後掲最高裁判決【3】）。そこで、その趣旨を踏まえ、予測可能性を高め、紛争を予防する等の観点から、平成28年改正において、第一要件に該当する契約条項の例として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げることにした。

（2）本条の必要性

第8条及び第9条においては、

- ① 対象となる契約条項がどのような事項に関するものか（→例えば第9条第1項第2号は遅延損害金に関するもの）
- ② 当該事項に関する契約条項がどのような場合に無効となるか（→例えば第9条第1項第2号では遅延損害金が年14.6%を超える場合）

を定めることとしているが、消費者契約においては、それ以外にも無効となるべき契約条項が想定される。

そこで、本条においては、消費者契約の条項が、

- ① 任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うこととなる義務を加重している場合（すなわち、任意規定から消費者に不利な方向に乖離している場合）であって、かつ、
- ② 当該契約条項の援用によって、民法第1条第2項で規定されている信義則に

反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合（すなわち、当該乖離が消費者契約において具体化される民法の信義則上許容される限度を超えている場合）

には、当該契約条項を無効としたものである。

2 条文の解釈

（１）第一要件

第一要件は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当することである。また、第一要件に該当する契約条項の例として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げている。

① 「法令中の公の秩序に関しない規定」

「法令中の公の秩序に関しない規定」とは、いわゆる任意規定のことを指す。法令中の規定には、当事者の意思の如何を問わず無条件に適用され、その規定に反する当事者間の特約を無効とするという効力を有する規定（いわゆる強行規定）もあるが、それとは反対に、その規定よりも当事者間の特約が優先し、当事者がその規定と異なる意思を表示しない場合に限り適用される規定もある。後者のような規定を任意規定という。ある規定が任意規定であるか否かは、個々の規定の解釈による。

なお、前述のとおり、ここでいう任意規定の意義については、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。」と解されている（後掲最高裁判決【3】（注））。「一般的な法理等」としては、賃貸借契約において特約がなければ賃借人は更新料を支払う義務を負わないということや、所有権者の意思によらずに所有権の放棄は認められないということ等が考えられる（以下、「任意規定」という場合には、一般的な法理等も含めた「任意規定」を指すものとする。）。

（注）居住用建物の賃貸借契約の賃借人が、更新料の支払を約する契約条項（更新料条項）が本条により無効であると主張して、賃貸人に対し、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの更新料の返還を求めた事案。最高裁は、本条の第一要件にいう任意規定について上記のとおり判示した上で、「賃貸借契約は、賃貸人が物件を賃借人に使用させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法 601 条）のであるから、更新料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといふべきである。」とした。

② 「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」

消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者が行使することができる権利を、特約によって制限すること、又は、消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者に課される義務を、特約によって

加重することを指す。

③ 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項

本条では、第一要件に該当する契約条項の例として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げている。これは、消費者と事業者との間で締結された消費者契約の条項において、消費者が一定の行為をしない場合に、当該消費者が明示又は黙示の意思表示をしていなくても、新たな消費者契約を締結したものとみなすこととされている場合である。

前述のとおり、最高裁は、本条の第一要件における任意規定に明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれる旨を判示した。そこで、現行法に明文で定められていない一般的な法理等と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する契約条項を例示することにより、第一要件における任意規定には一般的な法理等も含まれるということを示すこととしたものである。なお、この例示との関係での一般的な法理等は、当事者の意思表示がなければ契約は成立しないということである。

もっとも、この例示は、あくまでも第一要件に該当する契約条項の例示にすぎない。したがって、この例示に該当する契約条項が全て無効となるというわけではなく、それが第二要件にも該当して初めて無効となる。例えば、建物の賃貸借契約や商品の定期購読契約等においては、往々にして、契約期間終了前の一定期間に当事者双方から特段の申入れがなければ自動的に同一の条件で契約が更新される旨の契約条項が設けられている。このような自動更新条項も、形式的にはこの例示に該当する契約条項ということになるが、その契約の内容等にもよるものの、そのような契約条項の中には、煩瑣な手続を回避することができるという点で消費者にとって便利であり、更新により消費者が受ける不利益も小さいと評価できるものも多く、第二要件を満たさない（無効とされない）場合も多く存在すると考えられる。

● ③に該当する契約条項の例

〔事例 10－1〕

通信販売で掃除機 1 台を購入したところ、当該掃除機が届けられた際に健康食品のサンプルが同封されていた。当該掃除機の購入契約には、継続購入が不要である旨の電話を消費者がしない限り、今後、当該健康食品を 1 か月に 1 回の頻度で継続的に購入する契約を締結したものとみなす旨の契約条項が含まれていた。

（2）第二要件

第二要件は、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当することである。

① 「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」

民法第1条第2項には「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とされている。信義誠実とは、「社会共同生活の一員として、互に相手方の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動することである」（我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965）34頁）とされている。すなわち、民法第1条第2項では、権利の行使及び義務の履行に当たっては、相手方の信頼を裏切らないように誠意を持って行動することが要請されているということである。この信義誠実の原則（信義則）は、「権利の行使及び義務の履行」全般に関する民法の指導原理となっている。

民法第1条第2項によって個別の契約条項に基づく権利主張を制限し得ることは、裁判実務上も定着しているが、こうした裁判例は、当該契約条項自体を無効にしているわけではなく、当該契約条項を用いた権利主張が、当該具体的事情の下においては制限されるということを企図するものと考えられる。こうした裁判例を整理すると、当該事案における一切の個別事情を考慮した上で、契約条項の内容が一方当事者に不当に不利である場合には、当該契約条項に基づく権利主張が制限されている。

例えば、東京地判平成2年10月26日（判例時報1394号94頁）は、土地建物の売買契約において、越境建物を所有する隣地地主から越境建物の取り壊しについての承諾書を取得するとの特約に売主が反したことを理由として、買主が契約解除に伴う違約金条項に基づき2億2700万円（売買代金の2割相当額）の損害賠償を請求した事案について、売買契約締結の目的、経緯、その後の履行状況、債務不履行の程度、本件売買をめぐる当事者の利害関係等に照らすと、違約金として約定の全額を請求することができることは衡平を著しく損ない、不当であって、信義誠実の原則に反するといわざるを得ないとし、約定違約金の3割に相当する額の支払を求めることができるとしている。

これに対し、本条においては、信義則に違反する権利の行使や義務の履行を設定する契約条項については、それに基づく事業者の権利の行使を認めないこととするにとどまらず、当該契約条項を無効とし、当該契約条項において意図された法的効果を初めからなかったことにしようとするものである。

法文上、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反し」と明記していることから、本条に該当し無効となる条項は、民法第1条第2項の基本原則に反するものとして当該契約条項に基づく権利の主張が認められないものである。

なお、当該契約条項が信義則に反するものか否かについては、「消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般

の事情を総合考量して判断されるべきである」と解されている（後掲最高裁判決【3】）。具体的には、例えば、本条の第一要件に例示されている契約条項との関係では、当該契約条項によって消費者が受ける不利益がどの程度のものか、契約締結時に当該条項の内容を十分に説明していたか等の事情も考慮し、消費者契約法の趣旨、目的に照らして判断されるものと考えられる。

② 「消費者の利益を一方的に害する」

消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、当該契約条項により、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害することを指す。

（3）効果

本条は、信義則に反する程度に任意規定から乖離する契約条項を、その限りにおいて無効とするものである。契約条項が無効となれば、当該契約条項は最初からなかったこととなり、任意規定に則った取扱いがなされることとなる。

3 本条により無効となる可能性がある契約条項の例

当該契約の目的となるもの、対価その他の取引条件、契約類型等にもよるが、消費者契約において、本条により、無効となる可能性のある契約条項としては、例えば、次のようなものが考えられる。

〔事例 10－2〕

事業者からの解除・解約の要件を緩和する契約条項

〔考え方〕

例えば、民法第 541 条により、相当の期間を定めた履行の催告をした上で解除をすることとされている場面について、特に正当な理由もなく、消費者の債務不履行の場合に事業者が相当の期間を定めた催告なしに解除することができるとする契約条項については、無効とすべきものと考えられる（なお、保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の契約条項に関する最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決（民集 66 卷 5 号 2216 頁。後掲最高裁判決【4】）参照）。

〔事例 10－3〕

事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を過重する契約条項

〔考え方〕

証明責任を法定の場合よりも消費者に不利に定める契約条項（例えば、債務不

履行に基づく損害賠償責任（民法第 415 条）に関し、事業者の責めに帰することができる事由を消費者に証明させる契約条項）は、無効となり得る。

〔事例 10－4〕

消費者の権利の行使期間を制限する契約条項

〔考え方〕

契約不適合責任の権利の行使期間については、当該契約内容の特性等により任意規定と異なる定めをすることは許容されるべきであるが、正当な理由なく行使期間を法定の場合よりも不当に短く設定する契約条項は、民法第 566 条（権利の行使期間は事実を知ったときから 1 年以内）に比べ、消費者の義務を加重するものとして、無効となり得る。

〔事例 10－5〕

消費者が有する解除権の行使を制限する契約条項

〔考え方〕

例えば、電気通信回線の利用契約において、消費者による解除権の行使の方法を電話や店舗の手續に限定する契約条項や、予備校の利用規約等において、消費者の解除事由を限定するとともに、中途解約権の行使の際には解除事由が存在することを明らかにする診断書等の書類の提出を要求する契約条項の使用例が見られる。

民法第 540 条第 1 項は、解除の意思表示について法律上一定の方式によらねばならないとするものではないため、このような契約条項は本条の第一要件に該当する。

このような契約条項が使用され、消費者が解除権を容易に行使できない状態が生じる場合には、消費者に解除権が認められた趣旨が没却されかねない。他方で、事業者は、消費者が消費者契約を解除する際、本人確認や契約関係の確認を行うため、解除を書面や対面によるものに限る必要性が生じる場面も考えられる。また、解除権の行使方法をあらかじめ定めておくことで、消費者からの解除の意思表示を見逃さずに対応できることや、大量の契約について統一的な手法・手續によることで迅速な事務作業が可能になり、それによって多くの消費者に一定の品質でサービスを提供できるといった、消費者にとってのメリットもあり得ると考えられる。

これらの事情を総合考量した結果、本条の第二要件にも該当すると判断された場合には、消費者の解除権の行使を制限する契約条項は無効となり得る。

〔事例 10－6〕

消費者の生命又は身体への侵害による事業者の損害賠償責任を免除する契約条項

〔考え方〕

事業者の損害賠償責任の全部を免除する契約条項や、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項のうち当該事業者の故意又は重過失によるものは、第8条第1項の規定により無効となる。これに対して、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項のうち、当該事業者の軽過失によるものについては、第8条第1項の規定により無効となるものではないが、生命又は身体が重要な法益であることに照らすと、消費者の生命又は身体の侵害による損害賠償責任を免除する契約条項は、本条によって無効となり得ると考えられる。

参考になる裁判例として、事業者が損害賠償責任を負う範囲を、事業者の故意又は重過失に起因する損害以外は治療費等の直接損害に限定する契約条項について、本条の規定により無効である疑いがある旨を判示したものがある（札幌高判平成28年5月20日判例時報2314号40頁）。

なお、旅客運送契約については、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任を免除し又は軽減する特約は無効とする旨の規定が設けられている（商法第591条第1項）。

〔事例10－7〕

消費者の所有権等を放棄するものとみなす契約条項

〔考え方〕

例えば、建物等の一時的な利用契約において、消費者が賃借物件内に動産を残置するなどの一定の行為をしたことをもって、当該消費者が有する所有権等の権利を放棄したものとみなす契約条項や、ウェブサイト利用規約において、消費者が情報等を事業者に送付したことをもって、当該情報等に関する一切の権利を放棄したものとみなす契約条項のように、消費者の一定の行為をもつて消費者が自らの権利を放棄する意思表示をしたものとみなす契約条項の使用例が見られる。

このような契約条項は、権利放棄の意思を擬制するための前提事実となる一定の行為から推認される意思と、擬制される権利放棄の意思との間の乖離の程度が大きい場合には、権利の放棄は権利者の意思によるという私法の明文の規定によらない一般的な法理と抵触するため、本条の第一要件に該当する。

他方で、賃貸借契約終了後に賃借人が廃棄物を残置した場合のように一定の社会的な必要性がある場合や、賃借人等の明示的な作為をもつて意思表示が推定されるような場合、然るべき手続や段階・期間等を経ている場合や、消費者の保護の必要性がある場合等、消費者が権利を放棄する意思表示をしたものとみなす契約条項を一律に不当と評価することが適切でない場合もある。

これらの事情を総合考量した結果、本条の第二要件にも該当すると判断された場合には、消費者の所有権等を放棄するものとみなす契約条項は無効となり得る。

なお、所有権等を放棄するものとみなす契約条項には、法律上事業者に動産類の処分が認められている場合（遺失物法第20条等）について同様の規定を行う例

が考えられるが、このような場合は法律に基づき動産類の処分が有効に行われるのであり、契約条項の効力が問題とされなければならない場面ではないと考えられる。

● 決定権限付与条項・解釈権限付与条項

第8条及び8条の2の規定に該当しない決定権限付与条項及び解釈権限付与条項であっても、本条の規定が適用されることにより無効となるものがある。

例えば、消費者の権利又は義務を定める任意規定の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者が付与する契約条項には、個別の事案によるものの、本条の規定の要件を満たし、無効となり得るものがある。

● 本条に関連する最高裁判決

【1】最一判平成23年3月24日（民集65巻2号903頁）

事件番号： 平成21年(受)第1679号

事案概要： 居住用建物をY（被上人）から賃借し、賃貸借契約終了後これを明け渡したX（上人）が、Yに対し、同契約の締結時に差し入れた保証金のうち返還を受けていない21万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。Yは、同契約には保証金のうち一定額を控除し、これをYが取得する旨の特約が付されていると主張したのに対し、Xは、同特約は本条により無効であるとして、これを争った。
※契約締結から明渡しまでの経過年数に応じて18万円ないし34万円を保証金から控除。賃料は月額9万6000円。

判示内容： ①消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当。

②本件敷引金の額は、上記経過年数に応じて上記金額の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、上人は、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を

負うほかには、礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない。
そうすると、本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約が消費者契約法 10 条により無効であるということ
はできない。

【2】最三判平成 23 年 7 月 12 日（裁判集民 237 号 215 頁）

事件番号： 平成 22 年(受)第 676 号

事案概要： 居住用建物を Y（上告人）から賃借し、賃貸借契約終了後これを明け渡した X（被上告人）が、Y に対し、同契約の締結時に差し入れた保証金のうち返還を受けていない 80 万 8074 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。Y は、同契約には保証金のうち一定額を控除し、これを X が取得する旨の特約が付されているなどと主張するのに対し、X は、同特約は本条により無効であるなどとして、これを争った。

※保証金は 100 万円、敷引金は 60 万円。賃料は、契約当初は月額 17 万 5000 円、更新後は 17 万円。

判示内容： ① 上記判例【1】と同旨

② 本件敷引金の額はその 3.5 倍程度にとどまっており、高額に過ぎるとはいい難く、本件敷引金の額が、近傍同種の建物に係る賃貸借契約に付された敷引特約における敷引金の相場に比して、大幅に高額であることもうかがわれない。以上の事情を総合考慮すると、本件特約は、信義則に反して被上告人の利益を一方的に害するものということとはできず、消費者契約法 10 条により無効であるということとはできない。

【3】最二判平成 23 年 7 月 15 日（民集 65 巻 5 号 2269 頁）

事件番号： 平成 22 年(才)第 863 号・平成 22 年(受)第 1066 号

事案概要： 居住用建物を Y（上告人）から賃借した X（被上告人）が、更新料の支払を約する条項、定額補修分担金に関する特約は、本条によりいずれも無効であると主張して、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき支払済みの更新料の返還を求めた事案。

※賃貸借期間は 1 年。更新料は賃料の 2 か月分。

判示内容： ① 消費者契約法 10 条が憲法 29 条 1 項に違反するものでないことは、明らかである。

② 消費者契約法 10 条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法等の法律の公の秩序に関しない規定、すなわ

ち任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを定めるところ、ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当。

- ③消費者契約法 10 条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法 1 条 2 項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることをも定めるところ、当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法 1 条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。
- ④賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法 10 条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当。
- ⑤本件条項は本件契約書に一義的かつ明確に記載されているところ、その内容は、更新料の額を賃料の 2 か月分とし、本件賃貸借契約が更新される期間を 1 年間とするものであつて、上記特段の事情が存するとはいえず、これを消費者契約法 10 条により無効とすることはできない。

【4】最二判平成 24 年 3 月 16 日（民集 66 巻 5 号 2216 頁）

事件番号： 平成 22 年(受)第 332 号

事案概要： 保険会社である Y（上告人）との間で生命保険等の保険契約を締結した X（被上告人）が、Y に対し、上記保険契約が存在することの確認を求めた事案。Y は、約定の期間内に保険料の払込みがないときは当然に保険契約が失効する旨の約款の条項により上記保険契約は失効したと主張したのに対し、X は、上記条項は本条により無効であるなどとして、これを争った。

（※1）本件各保険契約においては、保険料は払込期月内に払い込むべきものとされ、それが遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められており、上記一定期間は、1 か月とされている。また、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に上告人が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させ

る旨の本件自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が1回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされている。

(※2) 上告人は、本件失効条項は、保険料支払債務の不履行があった場合には契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を前提とするものである旨を主張した。

判示内容： 本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした上記イのような定め（事案概要の※1参照）が置かれていることに加え、上告人において上記のような運用（事案概要の※2参照）を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される。

【5】最一判令和4年12月12日（民集76巻7号1696頁）

事件番号： 令和3年(受)第987号

事案概要： 適格消費者団体である上告人が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて賃借人の賃料等の支払に係る債務を保証する事業を営む会社である被上告人に対し、本件契約書13条1項前段、18条2項2号等の各条項(※)が第10条に規定する契約条項に当たるなどと主張して、第12条3項本文に基づき、上記各条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の各差止め、上記各条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙の各廃棄等を求めた事案。

(※) 契約条項は以下のとおり。「乙」は賃借人、「丁」は被上告人、「原契約」は賃貸人と乙との賃貸借契約を指す。

(13条1項前段)

1 丁は、乙が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3か月分以上に達したときは、無催告にて原契約を解除することができるものとする。

(18条2項2号)

3 丁は、乙が賃料等の支払を2か月以上怠り、丁が合理的な手段を尽くしても乙本人と連絡がとれない状況の下、電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から本件建物を相当期間利用していないものと認められ、かつ本件建物を再び占有使用しない乙の意思が客観的に看取できる事情が存するときは、乙が明示的に異議を述べない限り、これをもって本件建物の明渡しがあったものとみなすことができる

判示内容： ①差止請求の訴訟において、信義則、条理等を考慮して規範的な観点

から契約の条項の文言を補う限定解釈をした場合には、解釈について疑義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き続き使用され、かえって消費者の利益を損なうおそれがあることに鑑みると、本件訴訟において、無催告で原契約を解除できる場合につき上記アにおいてみたとおり何ら限定を加えていない本件契約書 13 条 1 項前段について上記の限定解釈をすることは相当でない。

- ②本件契約書 13 条 1 項前段は、賃借人が支払を怠った賃料等の合計額が賃料 3 か月分以上に達した場合、賃料債務等の連帯保証人である被上告人が何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるものとしている点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限する。
- ④本件契約書 13 条 1 項前段は、所定の賃料等の支払の遅滞が生じた場合、原契約の当事者でもない被上告人がその一存で何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるものとするものであるから、賃借人が重大な不利益を被るおそれがある。
- ⑤よって、本件契約書 13 条 1 項前段は、法 10 条に規定する消費者契約の条項に当たるといふべきである。
- ⑥被上告人が、原契約が終了していない場合において、本件契約書 18 条 2 項 2 号に基づいて本件建物の明渡しがあったものとみなしたときは、賃借人は、本件建物に対する使用収益権が消滅していないのに、原契約の当事者でもない被上告人の一存で、その使用収益権が制限されることとなる。そのため、本件契約書 18 条 2 項 2 号は、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものといふべきである。
- ⑦賃借人は、本件建物に対する使用収益権が一方的に制限されることになる上、本件建物の明渡義務を負っていないにもかかわらず、賃貸人が賃借人に対して本件建物の明渡請求権を有し、これが法律に定める手続によることなく実現されたのと同様の状態に置かれるのであって、著しく不当といふべきである。
- ⑧よって、本件契約書 18 条 2 項 2 号は、法 10 条に規定する消費者契約の条項に当たるといふべきである。

第3節 補則（第11条）

第11条（他の法律の適用）

（他の法律の適用）

第11条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法（明治32年法律第48号）の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

I 第1項

1 趣旨

本項は、本法が民法及び商法に加えて、消費者契約の特性に鑑み消費者契約の取消しを認めたり、消費者契約の条項の効力を否定したりする新たな制度を導入するものであり、本法の規定と民法及び商法の規定が競合する場合には、本法が優先的に適用されること等を明らかにしている。

2 条文の解釈

①「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

第4条は、消費者が事業者の一定の行為により誤認又は困惑したことによって消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合に、当該意思表示を取り消すことができることを定めている。

②「消費者契約の条項の効力」

本法は、消費者契約においては、第8条から第10条までの規定に該当する契約条項については無効となることを定めている。

③「この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。」

契約の取消し及び契約条項の効力につき、本法に特段の定めがない事項については、民法及び商法の規定が適用されることを明らかにしているが、これには二つの内容が含まれている。

①一つ目は、本法の規定と民法及び商法の規定が競合する場合には、前者が優先的に適用されるという点である。

例えば、民法第 572 条によると、知っていて告げなかった事実について担保責任を負わない旨の特約は無効となり、損害賠償責任を免れることはできないが、本法では、およそ契約不適合があるときには、それにより生じた損害賠償責任は免除できないとされているため、知っていて告げない瑕疵による損害について賠償請求するときには、本法が適用される。

なお、商法は民法の特別法として、商人及び商行為に関して特則を置いているが、商法は商人間取引だけでなく、商人と商人でない者の間の取引についても適用されるため、事業者と消費者との間で適用される契約についても、商法が適用される場合がある。しかし、商法は営利主義、取引の円滑確実化、企業の維持強化をその特色としており、当事者の一方が消費者である場合でも消費者利益の確保という観点からの規定は設けられていない。そこで、両者が抵触する場合には、本法の立法趣旨に照らし、本法の定めを優先させることとしている。

②二つ目は、本法に特段の定めがない事項について、補充的に民法及び商法の規定が適用されることを確認的に規定しているという点である。

第 4 条の規定に関するものとして、民法第 120 条（取消権者）、第 121 条（取消しの効果）、第 122 条（取り消すことができる行為の追認）、第 123 条（取消し及び追認の方法）、第 124 条（追認の要件）及び第 125 条（法定追認）の規定がある。

すなわち、取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者（消費者）、その代理人又は承継人に限り、取り消すことができる（民法第 120 条）。取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は相手方に対する意思表示によってする（民法第 123 条）。

また、取り消すことができる行為は、取消権者が追認した時は、初めから有効なものとみなされ、取消しができなくなる。追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後に行なわなければならない（民法第 124 条第 1 項）。

取消しの原因となっていた状況が消滅した後（この意義については、第 7 条第 1 項の解説を参照）に、取り消すことのできる行為につき、次の事実があったときは、追認をなしたものとみなされ（法定追認）、取消しができなくなる。ただし、消費者が異議をとどめたときは、この限りでない（民法第 125 条）。

ア 全部又は一部の履行

イ 履行の請求

ウ 更改

エ 担保の供与

オ 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

カ 強制執行

これらが、具体的に何を意味するかについては、民法の解釈や判例による。例えば、上記アについて、判例では、取消権者が債務者として自ら履行する場合だけでなく、債権者として相手方の履行を受領する場合をも含むとされている（大判昭和

8年4月28日民集12巻1040頁)。

また、第8条から第10条までの規定に関するものとして、商法第739条（航海に堪える能力に関する注意義務）の規定がある。

Ⅱ 第2項

1 趣旨

民法及び商法以外の個別法の私法規定の中には、本法の規定に抵触するものが存在する。個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた上で取引の適正化を図ることを目的として規定されたものであるため、本項は、消費者契約を幅広く対象とする本法の規定と個別法の私法規定とが抵触する場合には、原則として後者が優先的に適用されることを明らかにした。

2 条文の解釈

① 「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

第1項の解説を参照のこと。

② 「消費者契約の条項の効力」

第1項の解説を参照のこと。

③ 「民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるとき」

民法及び商法以外に、様々な分野について当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた個別法が制定されている。その個別法の私法規定の中には、消費者保護の観点から、契約の成立を否定したり、契約の条項の効力を否定したりする規定、あるいは、事業の特性に鑑み事業者の責任を軽減するような規定が存在する。「別段の定め」とは、このように、本法の規定と要件が重なっていることにより、抵触する個別法の私法規定を指す。これらの規定については、どちらの規定を適用するかで結論が異なる場合があるため、いずれの規定が優先的に適用されるのかを定める必要がある。一方、要件が全く重ならない個別法の規定については本法の規定と競合的に適用される。

3 本法の規定と抵触する規定の例

（1）法第4条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定の中で第4条の規定と要件が重なっていることにより抵触すると考えられるものは、存在しない。したがって、第4条の規定と個別法の私法規定とは、競合的に適用される。例えば、第4条の規定における消費者の取消権については、種々の個別法（例：特定商取引法、割賦販売法）におけるクーリング・オフ権や特定継続的役務提供についての中途解約権と競合的に行使すること（注）ができるとしても、これら個別法の立法趣旨を害するものではない。したがって、前記2③にいう別段の定めには当たらない。

（注）例えば、ある事案において、個別法により、当該契約について契約締結後8日以内にクーリング・オフできるとの規定があれば、消費者はその個別法の規定によりクーリング・オフできる。一方、同一事案において、本法第4条の要件にも該当する場合には、消費者は本法第4条に基づき取消しを主張することができる。つまり、契約締結後8日以内であれば、消費者は、クーリング・オフを選択することも、本法第4条の規定による契約の申込みの取消しを選択することも可能である。「競合的」とは、以上のような趣旨である。

また、消費者が本法第4条の規定を適用し当該契約を取り消した後は、クーリング・オフの規定を適用することはできなくなる。逆にクーリング・オフの規定により契約を解除した後も、本法第4条の規定を適用することはできなくなる。

（2）第8条から第10条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定のなかには、本法の規定と抵触する規定が存在する。

個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた上で対応を行うことを目的として規定されたものであり、消費者契約を幅広く対象とする本法の規定と個別法の私法規定が抵触する場合があるが、個別法が優先されるものとする。

なお、個別法の規定は適用範囲を限定しているため、その適用範囲に含まれない部分については、消費者契約である限り、本法の規定が適用される。また、個別法の規定に抵触しない本法の規定については、個別法の適用範囲であっても、消費者契約である限り、適用される。

例えば特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律には、特定電気通信役務提供者（以下「プロバイダー等」という。）の損害賠償責任に関する規定が置かれているが、消費者とプロバイダー等との契約において、プロバイダー等の債務不履行による損害賠償責任及び不法行為による損害賠償責任を免除する条項が定められていても、当該条項が同法第3条及び第6条第4項によって有効になるわけではなく、同法の規定は本法第8条には抵触しない。

4 本法の規定と抵触する規定の例

（1）具体例

ア 国際海上物品運送法（昭和32年法律第172号）

(運送品に関する注意義務)

第 3 条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠ったことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

第 4 条 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

(損害賠償の額及び責任の限度の特例)

第 10 条 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第 8 条及び前条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責任を負う。

(特約禁止)

第 11 条 第 3 条から第 5 条まで、若しくは第 7 条から前条まで又は商法第 585 条、第 759 条若しくは第 760 条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

これらの規定は、運送人は自己又はその使用する者に過失がないことを証明しなければ責任を免除することができないこと、運送人に故意等があるときには損害賠償責任を制限することができないことを定め、これらに反する特約で荷送人等の不利益なものを無効とするものであり、本法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定とほぼ同様の責任を課すものであるが、本法第 8 条の規定と要件が抵触する。

国際海上物品運送法のこれらの規定は国際海上物品運送の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、これらの規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

(住宅の新築工事の請負人の^{かし}瑕疵担保責任)

第 94 条 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から 10 年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の^{かし}瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 415 条、第 541 条及び第 542 条並びに同法第 559 条において準用する同法第 562 条及び第 563 条に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

3 第 1 項の場合における民法第 637 条の規定の適用については、同条第 1 項中「前条本文に規定する」とあるのは「請負人が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する瑕疵がある目的物を注文者に引き渡した」と、同項及び同条第 2 項中「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

この規定は、住宅新築請負契約については、請負人は住宅の構造耐力上主要な部分等については、10 年間担保責任を負うこととし、これに反する特約を無効とする

ものであり、本法第8条第1項第1号及び2号の規定より厳しい責任を事業者に課す規定である。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条の規定は住宅新築請負契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、住宅の構造耐力上主要な部分等以外についての瑕疵については、本法の規定が適用され得る。

ウ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

（損害賠償額の予定等の制限）

第38条 宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の額の10分の2をこえることとなる定めをしてはならない。
2 前項の規定に反する特約は、代金の額の10分の2をこえる部分について、無効とする。

この規定は、宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約については、宅地建物取引業者は当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償額の予定等については代金の20%を上限とし、20%を超える部分については無効とするものであり、本法第9条第1項第1号の規定と要件が抵触する。

宅地建物取引業法第38条の規定は宅地建物取引の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

エ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第30条の3

2 包括信用購入あっせん業者は、前項の契約について第30条の2の3第1項第2号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

この規定は、包括信用購入あっせん業者は、包括信用購入あっせんに係る契約においては、購入者の支払義務が履行されない場合に一定の金額以上の損害賠償を請求することができないという趣旨であるが、本法第9条第1項第2号の規定と要件が抵触している。

割賦販売法第30条の3第2項の規定は包括信用購入あっせんに係る契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、包括信用購入あっせんに該

当しない場合、例えば、二月払購入あっせん（典型的にはマンスリークリア）の場合やこの規定が適用されないリボルビング方式の場合については、法第9条第1項第2号の規定が適用され得る。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第35条の3の18

- 2 個別信用購入あっせん業者は、前項の契約について第35条の3の8第3号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

この規定は、個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせんに係る契約においては、購入者の支払義務が履行されない場合に一定の金額以上の損害賠償を請求することができないという趣旨であるが、本法第9条第1項第2号の規定と要件が抵触している。割賦販売法第35条の3の18第2項の規定は個別信用購入あっせんに係る契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

しかし、個別信用購入あっせんに該当しない場合、例えば、個別クレジット契約時から2か月以内に最終の支払期限が設定されている場合等については、本法第9条第1項第2号の規定が適用され得る。

オ 利息制限法（昭和29年法律第100号）

（賠償額の予定の制限）

第4条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条に規定する率の1.46倍（注1）を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 2 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

（注1）元本10万円未満の場合は年29.2%、元本10万円以上100万円未満の場合は年26.28%、元本100万円以上の場合は年21.9%となる。

（賠償額の予定の特則）

第7条 第4条第1項の規定にかかわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年2割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

利息制限法第4条及び第7条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定又は違約金については、元本の額に応じ一定の額を超える部分を無効とするものであり、本法第9条第1項第2号の規定と要件が抵触している。

上記両規定は金銭を目的とする消費貸借契約の特性を踏まえてそれぞれ設けられ

たものであり、この場合においては、上記両規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないことになる。

(2) その他の例 (第8条関係)

郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号)

第 50 条 (損害賠償の範囲) 会社は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に従って差し出された郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害を賠償する。

- 一 書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
- 二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。
- 2 前項の場合における賠償金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 書留 (第 45 条第 4 項の規定によるものを除く。次号において同じ。) とした郵便物の全部を亡失したとき 申出のあつた額 (同条第 3 項の場合は、同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額)
 - 二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき 申出のあつた額を限度とする実損額
 - 三 第 45 条第 4 項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき 同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額
 - 四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき 引換金額

第 51 条 (免責) 前条第 1 項に規定する損害が差出人若しくは受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、会社は、同項の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第 52 条 (郵便物の無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、かつ、重量に変わりがなるときは、その郵便物に損害が生じていないものと推定する。

第 54 条 (郵便物受取による損害賠償請求権の消滅) 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取った後、又は前条第 1 項の規定により受取を拒んだ場合において、同条第 2 項に規定する期間内に正当の事由なく同条第 1 項の求めに応じなかつたときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができない。

国際海上物品運送法 (昭和 32 年法律第 172 号)

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第 5 条 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
- 二 船員の乗組み、船舶の艀装及び需品の補給を適切に行うこと。
- 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

(責任の限度)

第 9 条 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

- 一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に 1 計算単位の 666.67 倍を乗じて得た金額
- 二 前号の運送品の総重量について 1 キログラムにつき 1 計算単位の 2 倍を乗じて得た金額
- 2 前項各号の 1 計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。
- 3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具 (以下この項において「コ

ンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第1項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

- 4 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第16条第3項の規定により、同条第1項において準用する前3項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損害を賠償したときは、前3項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
- 5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
- 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。
- 7 第5項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
- 8 前2項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）

（船舶の所有者等の責任の制限）

第3条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

- 一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
- 二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権
- 三 前2号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
- 四 前条第2項第3号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等有する債権を除く。）
- 五 前条第2項第3号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）

2 救助者又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

- 一 救助活動に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該救助者に係る救助船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
- 二 前号に掲げる債権のほか、救助活動に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該救助者に係る救助船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
- 三 前条第2項第3号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該救助者及びその被用者等有する債権を除く。）
- 四 前条第2項第3号に掲げる措置に関する債権（当該救助者及びその被用者等有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）

3 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、前2項の債権が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によつて生じた損害に関するものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。

4 船舶所有者等又はその被用者等は、旅客の損害に関する債権については、第1項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。

第4条 次に掲げる債権については、船舶所有者等及び救助者は、その責任を制限することができない。

- 一 海難の救助又は共同海損の分担に基づく債権

- 二 船舶所有者等の被用者でその職務が船舶の業務に関するもの又は救助者の被用者でその職務が救助活動に関するものの使用者に対して有する債権及びこれらの者の生命又は身体が害されることによつて生じた第三者の有する債権

質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）

（質物が滅失した場合等の措置）

第 19 条

- 3 質屋は、その責めに帰すべき事由により、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盗難にかかった場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）

- 第 16 条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）

- 第 11 条ノ 2 要償額ノ表示アル託送手荷物又ハ運送品ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ表示額ヲ限度トシテ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス此ノ場合ニ於テ鉄道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ証明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

一 全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額

二 一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ引渡アリタル日（延著シタルトキハ引渡期間末日）ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リ計算シタル価格ノ減少割合ヲ表示額ニ乗シタル額

- 2 託送手荷物、高価品又ハ動物ニ付テハ託送ノ際旅客又ハ荷送人カ要償額ノ表示ヲ為ササル場合ニ於テハ鉄道ハ鉄道運輸規程ノ定ムル最高金額ヲ超エ其ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

- 3 前 2 項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失又ハ毀損シタル場合ニハ之ヲ適用セス

- 第 12 条 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テハ延著トス

- 2 引渡期間ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

- 3 延著ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ左ノ額ヲ限度トシテ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

一 要償額ノ表示アルトキハ其ノ表示額

二 要償額ノ表示ナキトキハ其ノ運賃額

- 4 前項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ延著シタル場合ニハ之ヲ適用セス

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

（担保責任についての特約の制限）

- 第 40 条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 566 条に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から 2 年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

- 2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

（新築住宅の売主の瑕疵担保責任）

第 95 条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時（当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時）から 10 年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について、民法第 415 条、第 541 条、542 条、562 条及び 563 条に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。

3 第 1 項の場合における民法第 566 条の規定の適用については、同条中「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 95 条第 1 項に規定する瑕疵がある」と、「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

（3）その他の例（第 9 条関係）

ア 第 1 項第 1 号に関係するもの

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等）

第 35 条の 3 の 10 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者（以下この条において「申込者等」という。）は、書面により、申込みの撤回等（次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。ただし、前条第 3 項の書面を受領した日（その日前に同条第 1 項の書面を受領した場合にあっては、当該書面を受領した日）から起算して 8 日を経過したとき（申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令・内閣府令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過したとき）は、この限りでない。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合 当該申込みをした者

二 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客から個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合 当該申込みをした者

三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個

別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合 当該申込みをした者

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の営業所等において当該契約の申込みを受けた場合を除く。） 当該契約の相手方

五 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合 当該契約の相手方

六 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客と当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約を郵便等により締結した場合 当該契約の相手方

3 申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

6 前項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

15 第1項から第3項まで、第5項から第7項まで及び第9項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

特定商取引法（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第9条

3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第24条

3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（連鎖販売契約の解除等）

第40条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）は、第37条第2項の書面を受領した日（その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第1項において同じ。）から起算して20日を経過したとき（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第34条第1項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第2項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これら

によつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して20日を経過したときを除き、書面又は電磁的記録によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 4 前3項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。
(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第48条

- 4 第1項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第2項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。
(業務提供誘引販売契約の解除)

第58条 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第58条の3までにおいて「相手方」という。）は、第55条第2項の書面を受領した日から起算して20日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第52条第1項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第2項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して20日を経過したとき）を除き、書面又は電磁的記録によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 4 前3項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号）

（預託等取引契約の解除及び損害賠償等の額の制限）

第8条 預託者は、第3条第2項の書面を受領した日から起算して14日を経過した後（預託者が、預託等取引業者等が前条第1項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに同項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところにより同項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から14日を経過した後）は、将来に向かって預託等取引契約の解除を行うことができる。

- 2 預託等取引業者は、前項の規定により預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額に対する法定利率により算出した額に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第3条第2項の書面に記載された物品又は特定権利の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額と推定する。

- 3 前2項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）

（会員契約の解除等）

第12条 会員は、第5条第2項の書面を受領した日から起算して8日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができる。この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 4 前3項の規定に反する特約で会員に不利なものは、無効とする。

保険業法（平成7年法律第105号）

（保険契約の申込みの撤回等）

第309条

5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があった場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第1項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。

- 10 第1項及び第4項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

（応募株主等による契約の解除）

第27条の12

3 第1項の規定により応募株主等による契約の解除があった場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この節において同じ。）を金融商品取引業者又は銀行等に管理させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

（書面による解除）

第37条の6

3 金融商品取引業者等は、第1項の規定による金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

（事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等）

第37条の2 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他国土交通省令・内閣府令で定める場所（以下この条において「事務所等」という。）以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主（事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。）は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 一 買受けの申込みをした者又は買主（以下この条において「申込者等」という。）が、国土交通省令・内閣府令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起

算して8日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

4 前3項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(手付の額の制限等)

第39条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の10分の2を超える額の手付を受領することができない。

2 宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手付を受領したときは、その手付がいかなる性質のものであつても、買主はその手付を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

3 前項の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）

(書面による解除)

第26条

3 第1項の規定による解除があつた場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前3項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

イ 第1項第2号に関係するもの

割賦販売法（昭和36年法律第159号）

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第6条

2 割賦販売業者は、前項の契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の割賦販売価格又は当該役務の割賦提供価格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(注) 法定利率については商法第514条の商事法定利率年6分が適用になる。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第30条の3

2 包括信用購入あつせん業者は、前項の契約について第30条の2の3第1項第2号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第35条の3の18

2 個別信用購入あつせん業者は、前項の契約について第35条の3の8第3号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

特定商取引法（昭和 51 年法律第 57 号）

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 10 条

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 25 条

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 58 条の 3

- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。

（訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 58 条の 16

- 2 購入業者は、第 58 条の 8 第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

- 一 履行期限後に当該物品が引き渡された場合当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）
- 二 当該物品が引き渡されない場合当該物品の購入価格に相当する額

矯正医官修学資金貸与法（昭和 36 年法律第 23 号）

（延滞利息）

- 第 11 条** 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第 8 条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（注）年 2.8%（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号、平成 28 年 3 月 8 日財務省告示第 58 号改正）

ウ 第 1 項第 1 号、第 2 号のいずれにも関係するもの

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 6 条 割賦販売業者は、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約が解除された場合（第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額

三 当該商品又は当該権利を販売する契約又は当該役務を提供する契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合（次号に掲げる場合を除く。） 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

四 当該役務が特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 41 条第 2 項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第 49 条第 1 項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として当該役務ごとに同条第 2 項第 2 号の政令で定める額

五 当該役務を提供する契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額

六 当該役務が特定商取引に関する法律第 41 条第 2 項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第 49 条第 1 項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始後である場合 次の額を合算した額

イ 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額

ロ 当該役務を提供する契約の解除によつて通常生ずる損害の額として当該役務ごとに同条第 2 項第 1 号ロの政令で定める額

(注) 法定利率については商法第 514 条の商事法定利率年 6 分が適用になる。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 30 条の 3 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第 2 条第 3 項第 1 号に規定する包括信用購入あつせんに係るものが解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 35 条の 3 の 18 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合（第 35 条の 3 の 10 第 1 項本文、第 35 条の 3 の 11 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項本文又は第 35 条の 3 の 12 第 1 項本文の規定により解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

特定商取引法（昭和 51 年法律第 57 号）

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 10 条 販売業者又は役務提供事業者は、第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 25 条 販売業者又は役務提供事業者は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始

前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

第 40 条の 2

3 連鎖販売業を行う者は、第 1 項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額）にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額

イ 引渡しがされた当該商品（当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたものに限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

ロ 提供された特定利益その他の金品（前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務（当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。）の対価に相当する額

4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第 2 項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の 10 分の 1 に相当する額

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

第 49 条

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額

イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第 41 条第 2 項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第 41 条第 2 項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。

一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価額を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損

害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。

- 一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額
- 三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

（業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 58 条の 3 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

- 一 当該商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

（訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 58 条の 16 購入業者は、第 58 条の 8 第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

- 一 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合当該代金に相当する額及びその利息
- 二 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

積立式宅地建物販売業法（昭和 46 年法律第 111 号）

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第 35 条 積立式宅地建物販売業者は、目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に積立式宅地建物販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用（当該契約の締結に関し歩合等の名義で支払われる報酬を含む。）の額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。